

「（仮称）栄一丁目御園座共同ビル計画」
建設事業に係る環境影響評価方法書

（大規模建築物の建築）

平成24年10月

株 式 会 社 御 園 座
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1	対象事業の名称及び種類	2
2-2	対象事業の目的	2
2-3	対象事業の内容	2
第 3 章	事前配慮の内容	7
3-1	事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮	7
3-2	建設作業時を想定した配慮	7
3-3	施設の存在・供用時を想定した配慮	10
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	12
4-1	社会的状況	16
4-2	自然的状況	43
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	59
5-1	環境影響評価の項目	59
5-2	調査予定期間	63
5-3	調査及び予測の手法	64
第 6 章	評価の手法	84
6-1	環境の保全のための措置の検討	84
6-2	評価の手法	84
第 7 章	環境影響評価手法の概要	85

【資料編】

【用語解説】

＜略 称＞

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行細則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）	「愛知県生活環境保全条例施行細則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）	「名古屋市環境保全条例施行細則」

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 株式会社御園座

〔代 表 者〕 代表取締役社長 長谷川栄胤

〔所 在 地〕 名古屋市中区栄一丁目 6 番 14 号

〔事業者名〕 積水ハウス株式会社

〔代 表 者〕 代表取締役社長 阿部俊則

〔所 在 地〕 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号 梅田スカイビル タワーイースト

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業

〔種 類〕大規模建築物の建築

2-2 対象事業の目的

事業予定地は、地下鉄伏見駅南西に位置し、現在、歌舞伎劇場「御園座」及びコインパーキング等が存在しており、名古屋の芸術の殿堂としての役割を果たしている。

現在の御園座会館は昭和38年8月に完成し、名古屋市民をはじめ、愛知県内や中部北陸地区の各県から訪れる多くの方々に親しまれてきた。しかしながら、50年近くの経年による各種設備の老朽化や、時代のニーズに応じた演目の上演に不可欠な劇場機能の不足等の問題が生じ、集客力が低下していることから、この事態を改善し、時代の要請に沿ったより良い劇場を再建し、集客することによって周辺地域を活性化し、にぎわいのあるまちを再生することが求められている。

本事業は、現在の御園座会館を解体し、一部周辺敷地も含め、新たな機能を備えた劇場に生まれ変わり、上層階には高品質な共同住宅を併設することで、都心居住のニーズにこたえる施設とする。これを実現することによって、周辺人口を増やし、かつてのにぎわいある伏見地区を再生することを目的とする。

2-3 対象事業の内容

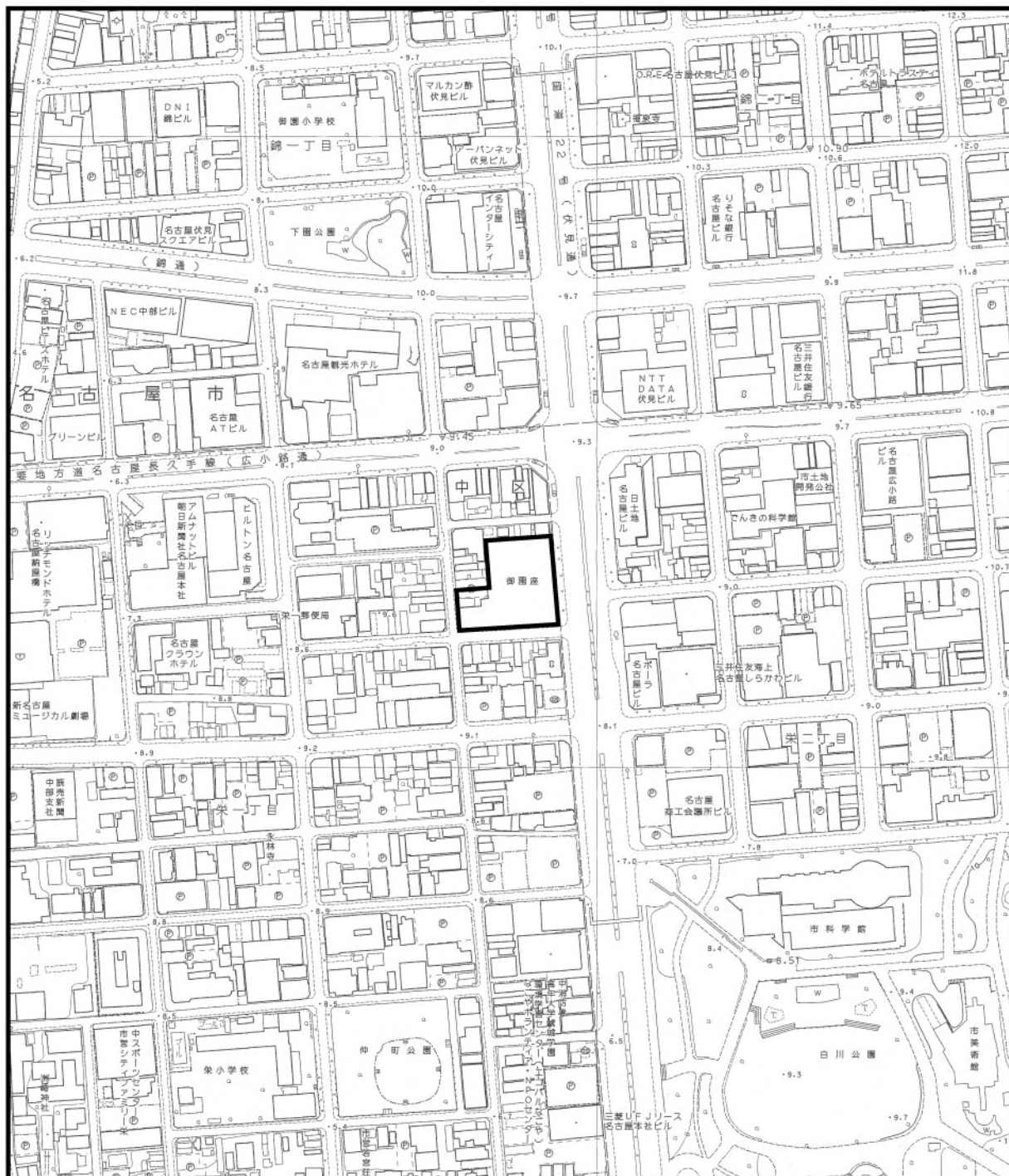
(1) 事業予定地の位置及び区域

名古屋市中区栄一丁目605番1,2 他（図2-3-1参照）

(2) 事業規模

〔高 さ〕 約170m

〔延 べ 面 積〕 約60,000 m²



:事業予定地

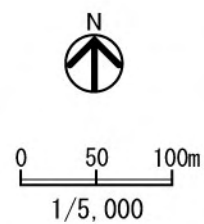


図 2-3-1 事業予定地の位置及び区域

(3) 事業計画の概要

① 基本方針

施設計画にあたっては、以下に示す基本方針により、伏見地区の魅力ある施設の再生を目指す。

- ・道路に接する敷地周辺には、歩行者のための空地を確保し、緑を配した憩いのある都市環境とする。
- ・施設内には、劇場・店舗等の集客施設を配し、伏見地区のにぎわい創出のために貢献する施設とする。
- ・名古屋市の上位計画に則して、既成市街地に快適な低炭素「住」生活の永住型都市住宅を提供することにより、駅そば生活人口の増加を図る。

② 建築計画

建築計画の概要は表 2-3-1 に、新建築物のイメージ図は図 2-3-2 に、計画配置図は図 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-1 建築計画の概要

項 目	内 容	
地 域 ・ 地 区	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区	
主 要 用 途	劇場、店舗、共同住宅、駐車場	
階 数 ・ 高 さ	地上 45 階、地下 2 階、塔屋 2 階・高さ約 170m	
構 造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造	
事 業 予 定 地 の 区 域 面 積	約 5,000 m ²	
延 べ 面 積	約 60,000 m ²	
駐 車 台 数	約 400 台	
日 最 大 利 用 者 数	平 日	約6,000人
	休 日	約6,100人
緑 化 計 画	地上部及び屋上の一部	
主 要 な アクセス手段	歩行者：地下鉄東山線及び鶴舞線「伏見駅」より徒歩約 1 分 自動車：国道 19 号（伏見通）	



図 2-3-2 新建築物のボリュームイメージ図

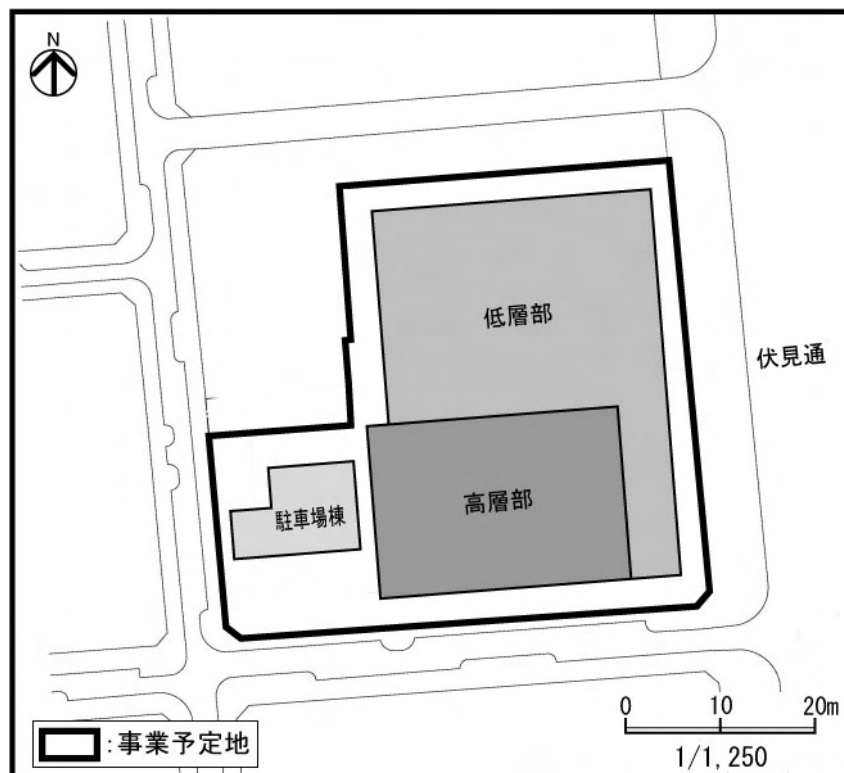


図 2-3-3 計画配置図

③ 排水計画

工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。

④ 供用開始予定時期

平成 30 年度

⑤ 工事予定期間

平成 27 年度～平成 30 年度

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 工事工程の概要

年 度		2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30
工 種	解 体 工 事				
	基 礎 工 事				
軀 体 工 事	地 下				
	地 上				
仕上・設備・外構工事					

第3章 事前配慮の内容

事業計画を策定するにあたって、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮

- ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した都市景観を形成する。
- ・ ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。
- ・ 交通至便な地であることを考慮し、駅等の公共交通機関から新建築物への適切なアクセスが確保できる配置とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地 盤	地盤の改変による影響の防止	・ 地下工事において、止水性、曲げ剛性の高い山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。 ・ 現況施設の解体及び新建築物の建設における工事過程において、荷重の変動を極力抑えるよう配慮することにより、地盤の変形を抑制する。 ・ 地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・ 仮囲いを設置する。 ・ 地上解体工事時には、現況施設の外周に防音パネルを設置するとともに、粉じん対策として散水を行う。 ・ 建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械を積極的に採用する。 ・ 地下工事については、現況施設地下構造物解体、掘削、新建築物地下躯体工事における騒音の低減に努める。 ・ 地上工事については、鉄骨建方後、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。 ・ 特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・ 短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・ 特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルート分散化を図る。 ・ 工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・ 運搬車両のアイドリングについて、作業時以外は停止するよう指導を行う。

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。 ・事業予定地内への工事関係車両の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮して、出入口の設置、運用管理を行う。 ・事業予定地出入口において、工事関係車両が通過する際には、誘導員を配置する。 ・工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・事業予定地周辺における各小・中学校の指定通学路に配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。 ・工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。
	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、再資源化、減量化に努める。 ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨については、再生資源としてリサイクルに努める。 ・必要に応じてSMW工法等を採用することにより、掘削土の搬出処分量の低減に努める。 ・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化、パッケージ化の推進により、梱包材の発生の削減に努める。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底する。 ・事前に吹付けアスベストの使用の有無を調査し、使用している場合には、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」（環境省，平成 19 年）に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省，平成 19 年）に従い、適切に行う。 ・現況施設内で管理されている PCB は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）に基づき、適切に処理を行う。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・新建築物の建設材料を製造する際、二酸化炭素の排出量が少ないものを使用するよう努める。 ・型枠木材は、転用計画を立てるとともに、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊金網、樹脂製型枠等の使用に努め、木材使用量を減らすことにより、二酸化炭素の低減に努める。 ・現況施設の解体に伴い生じるフロン類については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき適切に処理する。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・廃棄物等の一時的な保管場所として、隔離された場所に保管スペースを設ける。 ・臭気を発生させるごみ置き場や厨房等の排気系統には、必要に応じて脱臭装置を設けることにより、建物外部への臭気漏洩防止に努める。
	日照障害・風害	日照障害、風害の防止	・日照障害については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成11年名古屋市条例第40号）に規定される教育施設に配慮する。 ・事業予定地内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	・雨水の一時貯留施設の設置や保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・新建築物については、東海・東南海地震を想定した構造計画とする。
		交通安全の確保	・事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。 ・道路沿いには空地を配し、歩車分離を図る。
快適環境の保全と創造	景観	景観の調和	・新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感を緩和するように配慮する。 ・ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。
	緑地等	施設の緑化	・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 ・屋上緑化に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・適切な車両動線の確保に努める。
		公共交通機関の利用促進	・劇場及び店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成4年名古屋市条例第46号）を遵守する。 ・事業系廃棄物については、資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収に努めることにより、廃棄物の減量化及びリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守し、事業系廃棄物については、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。なお、家庭系廃棄物については、名古屋市が運搬、処理を行う。 ・一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう検討するとともに、厨芥ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	・「建築物環境配慮指針」（平成15年名古屋市告示第557号）に基づき、①エネルギー使用の合理化、②資源の適正な利用、③敷地外環境の保全に努める。 ・搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。 ・雨水一時貯留槽の雨水利用を検討し、上水の節約に努める。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・自然採光の利用促進に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	・「地球温暖化対策指針」（平成16年名古屋市告示第11号）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 ・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 ・屋上緑化に努める。

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 4-1 に示すとおり、名古屋市中区に位置しており、現在、御園座会館等が建っている場所である。

事業予定地周辺は、地下鉄及びバス路線が整備され、商業、業務施設のほか、名古屋市科学館や白川公園があるなど、市民やビジネスマンなど多くの人々が利用する地域である。

また、この地域には、日土地名古屋ビルや NTTDATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。

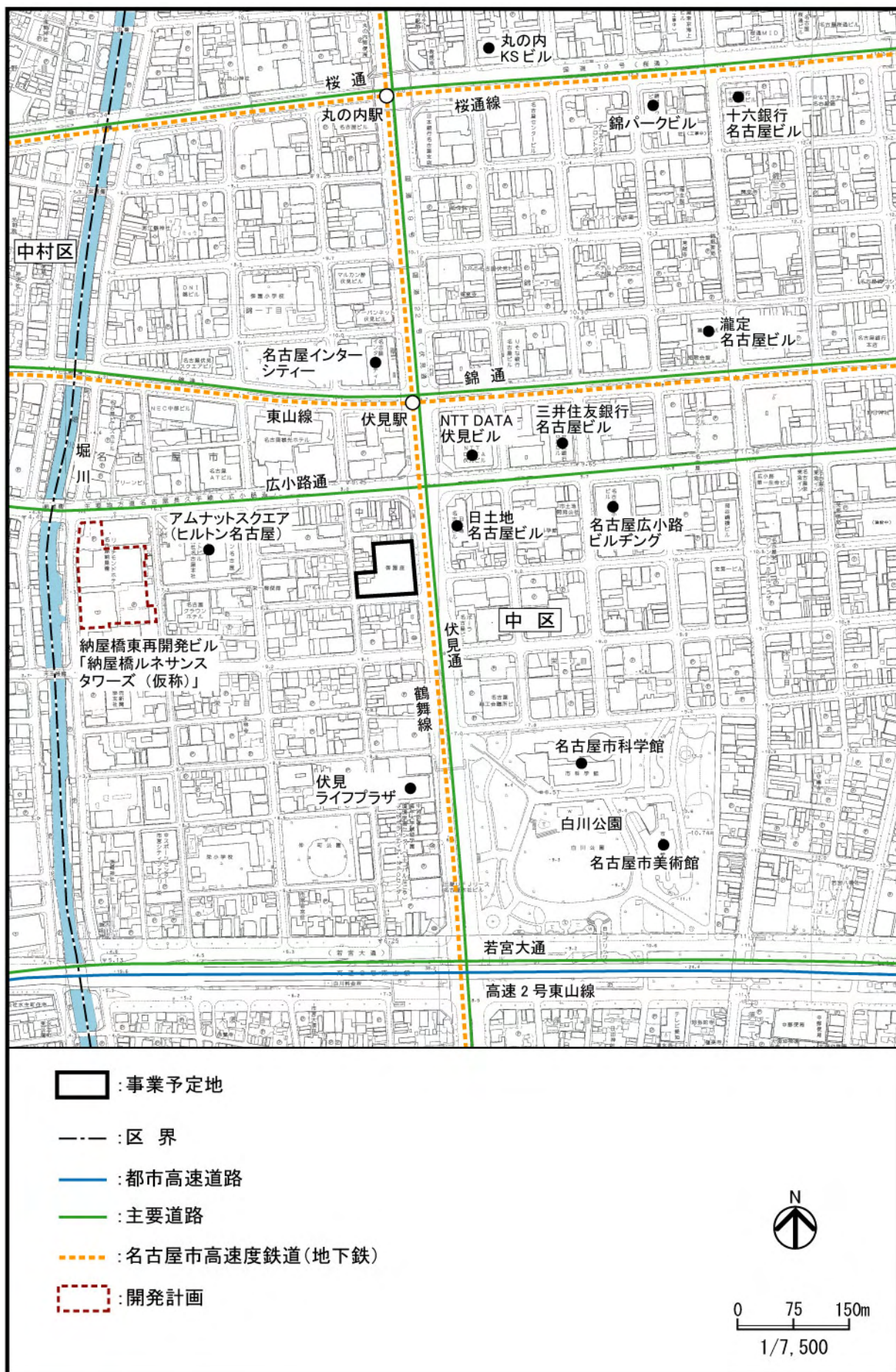


図 4-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中 区	栄学区の一部、御園学区の一部、 名城学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、区のデータしか得られないものについては中区について行った。

資料の収集は、平成 24 年 8 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

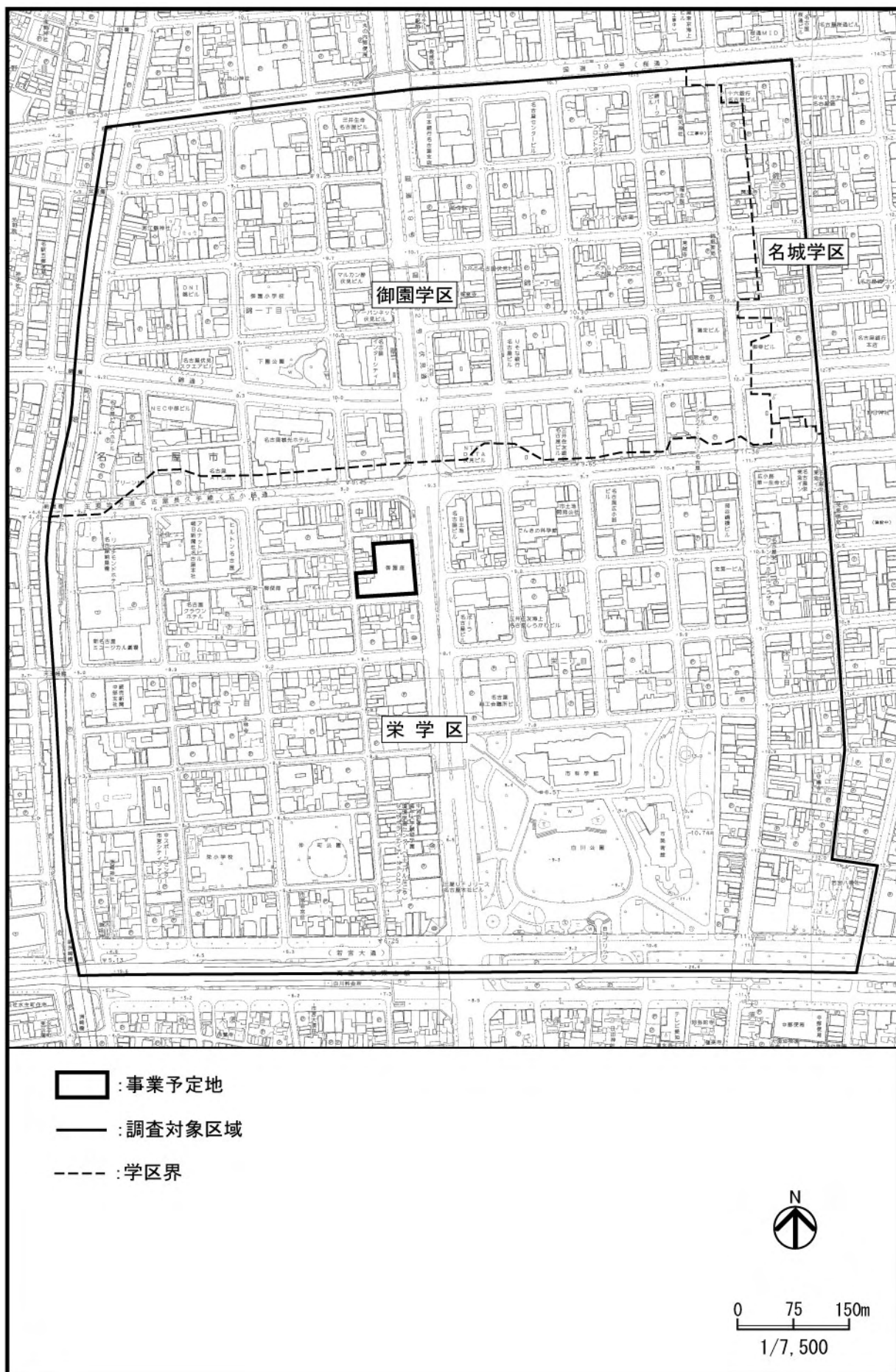


図 4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成22年10月1日現在における人口及び世帯数は表4-1-1に、調査対象区域を含む学区（以下、「調査対象学区」という。）の平成17年10月1日現在における昼夜間人口は表4-1-2に、平成22年10月1日現在における年齢別人口構成比は図4-1-1に示すとおりである。

人口については、名古屋市及び調査対象区域ともに増加傾向を示している。学区別でも、全学区ともに増加傾向を示している。

1世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、調査対象区域は少ない。学区別でも、全学区ともに少なくなっている。

調査対象学区の昼夜間人口比率は約164%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ、全学区で0～14歳の人口比率は低くなっている。また、65歳以上の比率は御園学区はほぼ同じであるが、栄学区及び名城学区は低くなっている。

出典)「平成22年国勢調査 名古屋の町（大字）・丁目別人口」（名古屋市ホームページ）
「平成17年 学区別昼間（従業地）人口（推計値）」（名古屋市ホームページ）
「平成22年国勢調査 名古屋の学区別人口」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-1 人口及び世帯数

区 分		人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成17年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市		2,263,894	1,021,227	2.22	2,215,062	2.2
中 区	栄学区	4,663	3,262	1.43	3,841	21.4
	御園学区	1,023	726	1.41	737	38.8
	名城学区	105	59	1.78	77	36.4
調査対象区域		5,791	4,047	1.43	4,655	24.4

注)1: 人口及び世帯数は平成22年10月1日現在

2: 増加率(%)=((A-B)/B)×100

表 4-1-2 昼夜間人口

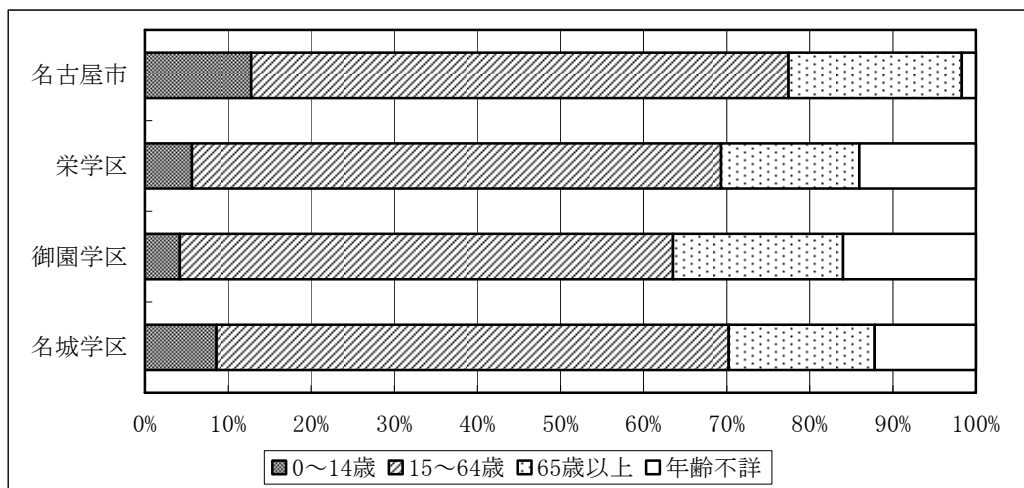
区 分		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市		2,516,196	2,193,973	114.7
中 区	栄学区	9,155	5,612	163.1
	御園学区	3,243	1,968	164.8
	名城学区	6,578	3,964	165.9
調査対象学区		18,976	11,544	164.4

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

4:調査対象学区の数値は、各学区全体の数値である。



注)1:平成22年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 4-1-1 年齢別人口構成比

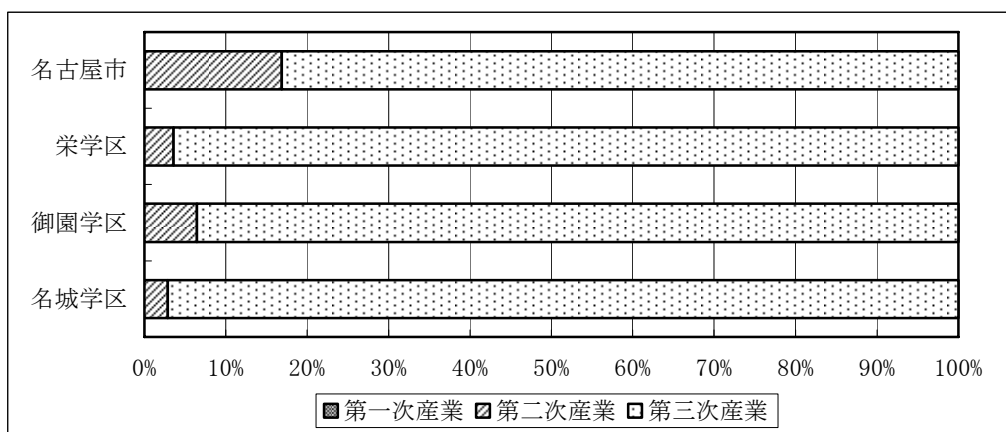
② 産 業

名古屋市及び調査対象学区の平成 18 年における産業別事業所数並びに従業者数は、図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、調査対象学区は、名古屋市よりも高い割合となっている。

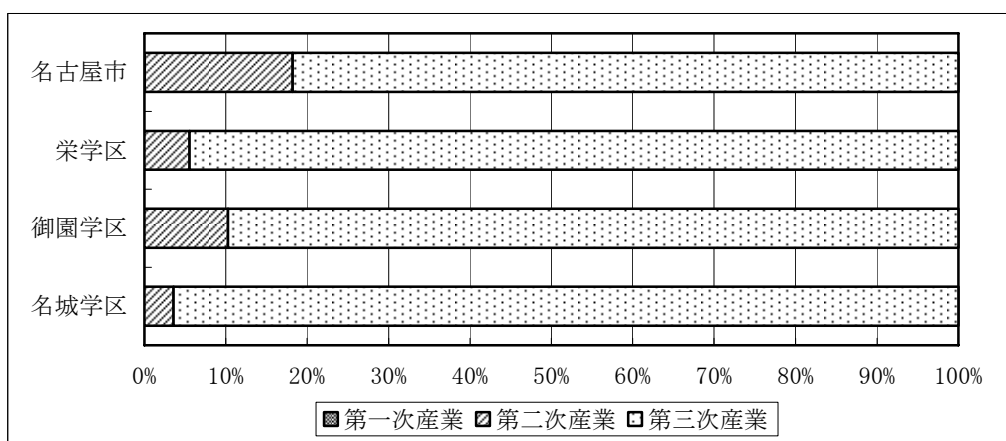
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、調査対象学区は、名古屋市よりも高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域がある中区の平成 23 年における土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 79%を占めているが、中区はさらにこの割合が高く、約 98%を占めている。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)

表 4-1-3 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,845,763	70,428	74,825	1,460,955	79.2%	741	32,734	3,520	27,840	174,720
中 区	43,223	—	—	42,443	98.2%	—	—	—	749	31

注)1:平成23年1月1日現在

2:宅地率=宅地面積/総数×100

3:上記の数値は、固定資産課税台帳によって集計されたものであり、免税点以下の土地を含み、
公衆用道路、保安林、学校用地等課税対象外の土地は含まれていない。

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地及び調査対象区域は全域が商業地域に指定されている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 4-1-4 に示すとおりである。事業予定地及び調査対象区域は、全域が駐車場整備地区に指定されている。また、事業予定地の北側を通る主要県道名古屋長久手線（広小路通）は、広小路・大津通都市景観形成地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 4-1-5 に示すとおりである。調査対象区域は、商業系施設が多い地域であり、その中に住居施設、娯楽施設、教育施設及び公園・緑地等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)
「名古屋駅都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成 20 年)

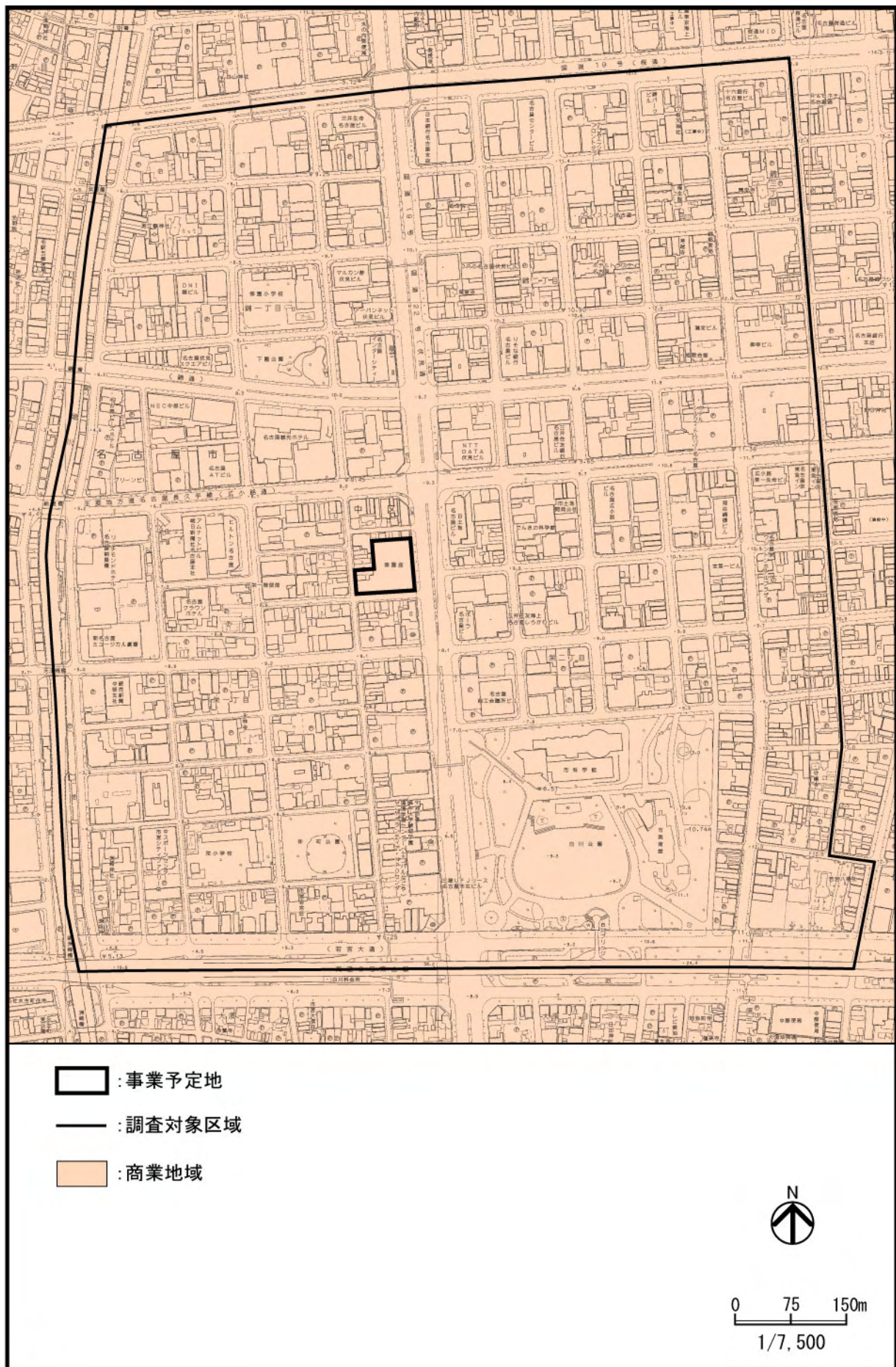


図 4-1-3 用途区分図

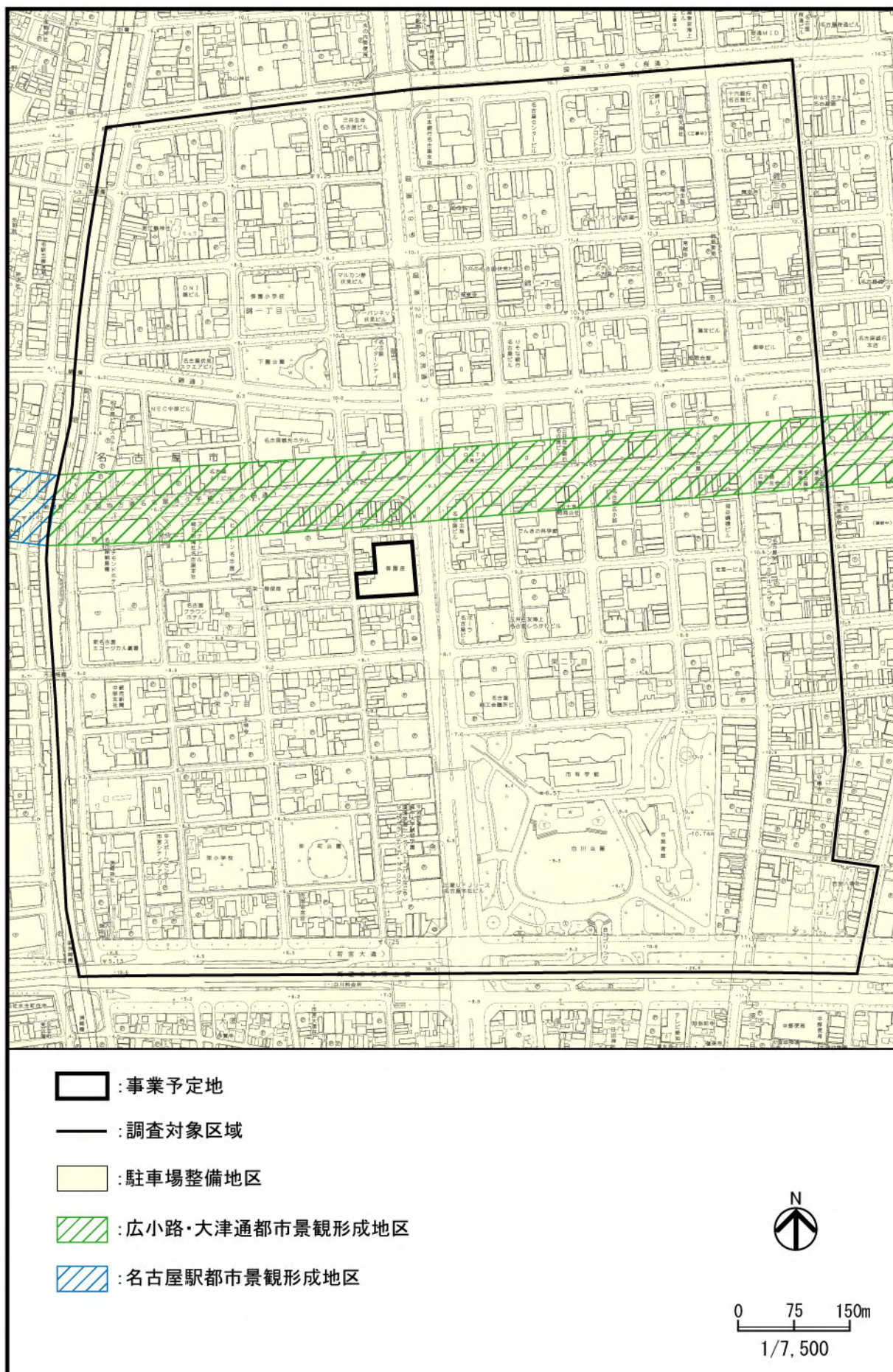


図 4-1-4 駐車場整備地区及び都市景観形成地区

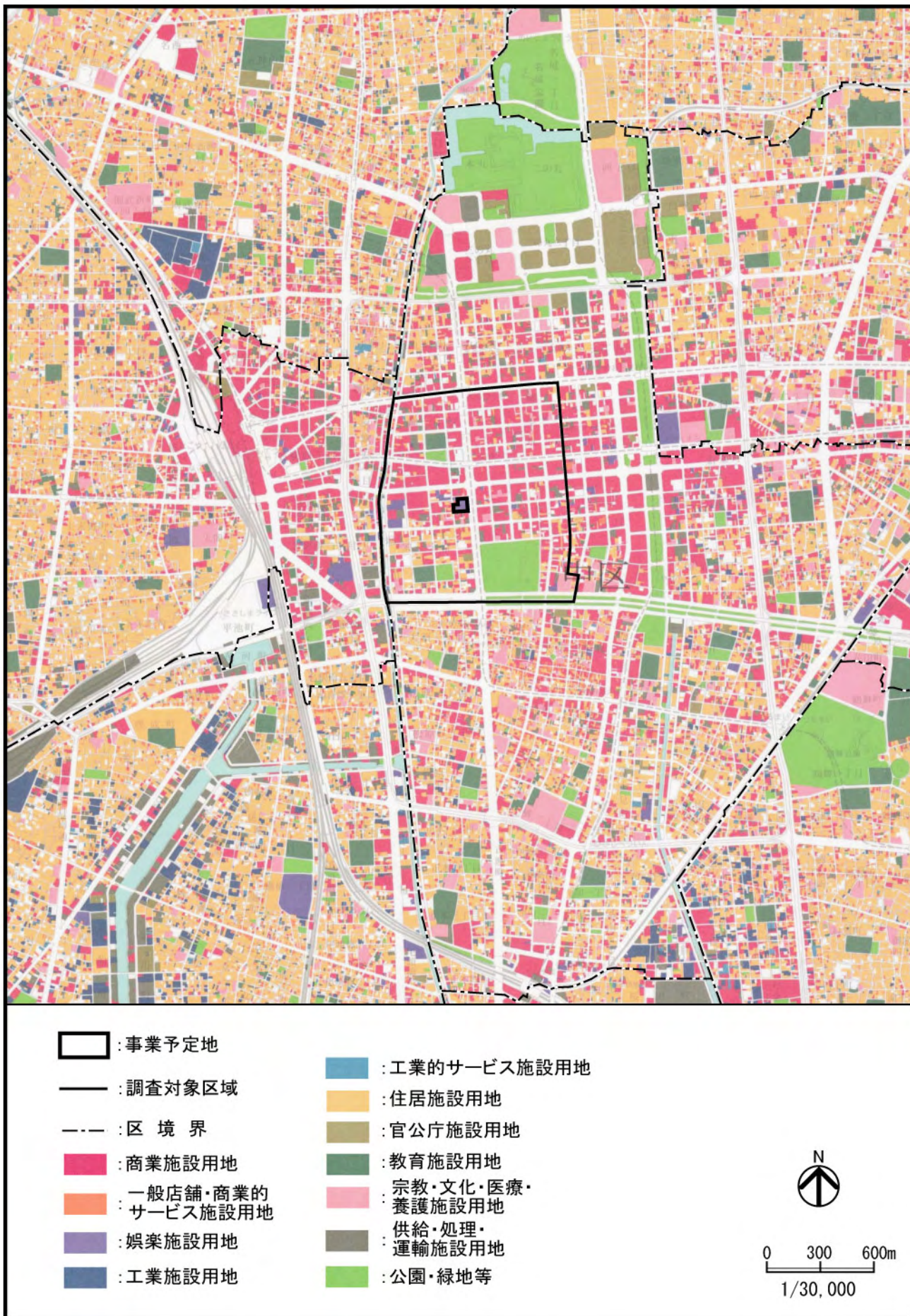


図 4-1-5 建物用途の状況

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、前掲図 4-1 に示すとおり、事業予定地西側において、納屋橋東再開発ビル「納屋橋ルネサンス Towers（仮称）」建設事業が計画されている。

(3) 水域利用

揚水設備等が設置された井戸は、調査対象区域内に 14 本あり、取水深さは 25～621m の範囲である。

参考）名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

① 交通網の状況

鉄道については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域には、名古屋市高速度鉄道（地下鉄）の東山線、鶴舞線及び桜通線が通っている。事業予定地は、地下鉄伏見駅の南西側に位置している。

バス路線については、図 4-1-7 に示すとおりである。調査対象区域には、市バス、名鉄バス、JR 東海バス及び三重交通バスが通っている。

主要な道路網については、図 4-1-8 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速 1 号、一般国道の 19 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般市道の錦通線、長畝内田橋線、本町線及び矢場町線が通っている。

出典）「中京圏鉄道網図」（愛知県，平成 24 年）
「市バス・地下鉄路線図」（名古屋市交通局ホームページ）
「名鉄バス路線図」（名鉄バス株式会社ホームページ）
「JR 東海バス路線図」（JR 東海バスホームページ）
「三重交通バス路線図」（三重交通ホームページ）
「ゼンリン住宅地図 名古屋市中区」（ゼンリン）
「名古屋市交通量図（平成 22 年度）」（名古屋市ホームページ）

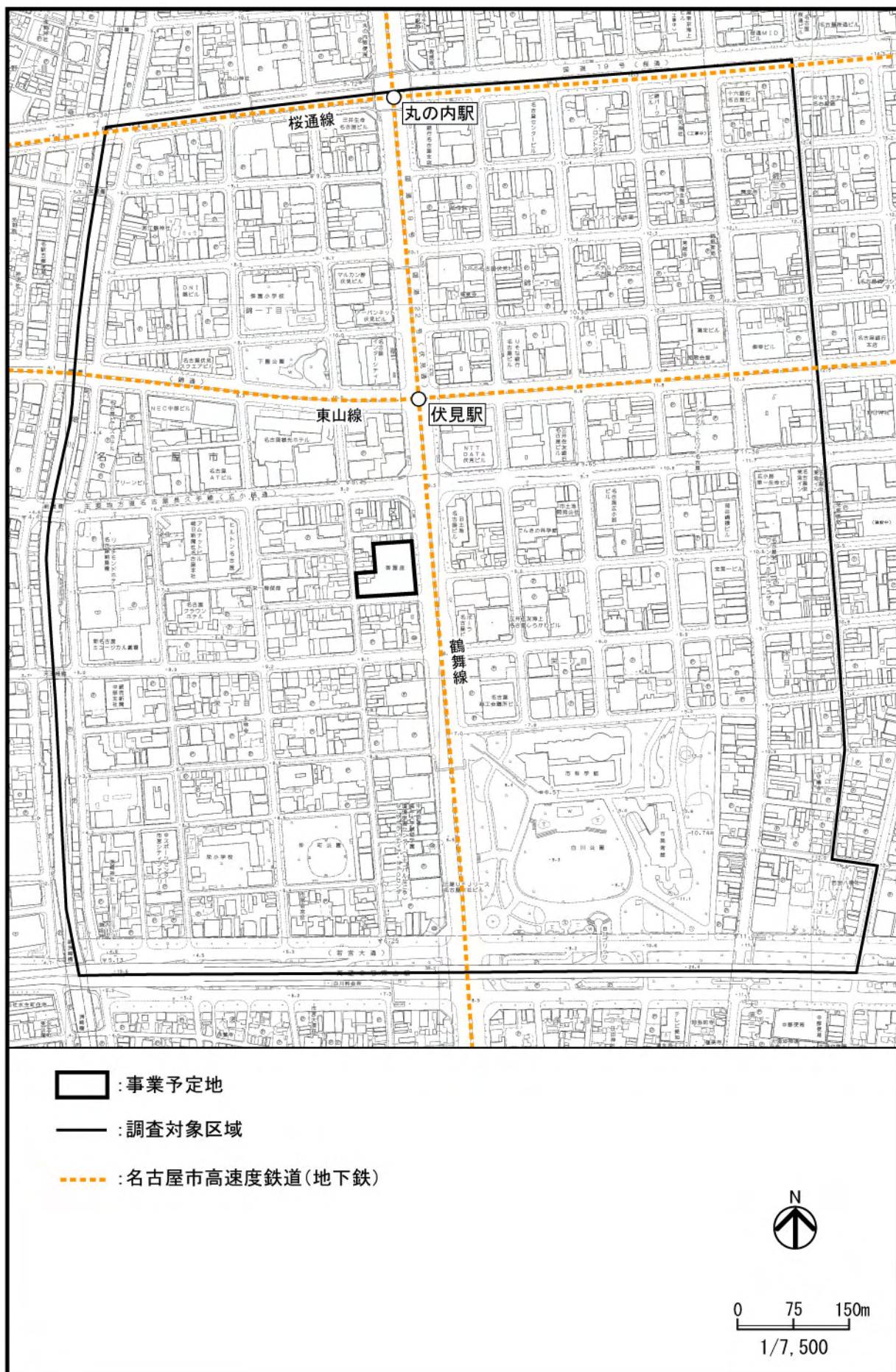


図 4-1-6 鉄道網図

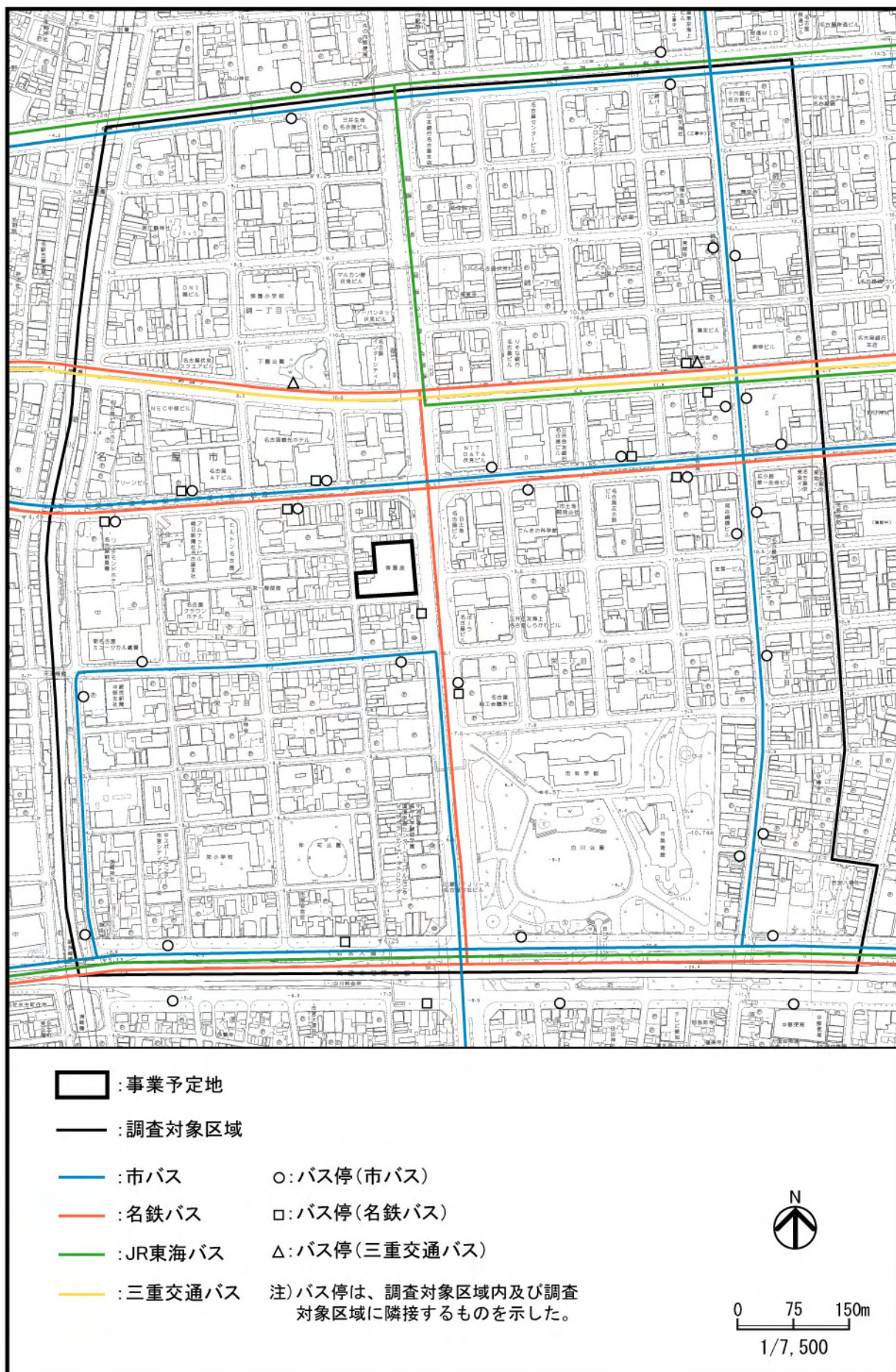


図 4-1-7 バス路線図



図 4-1-8 主要道路網図

② 道路交通状況

事業予定地周辺における7～19時の12時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表4-1-4、図4-1-9及び図4-1-10に示すとおりである。

調査対象区域における自動車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約39,000台/12時間、休日で約32,000台/12時間である。

調査対象区域における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋長久手線（No.②）が最も多く、平日で約14,000人/12時間、休日で約9,000人/12時間である。

調査対象区域における自転車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約4,000台/12時間、休日で約2,600台/12時間である。

出典）「平成22年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-4 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)
主要県道	①	名古屋津島線	中区丸の内一丁目	26,390 (17,769)	6,687 (1,667)	1,782 (837)
	②	名古屋長久手線	中区栄一丁目	20,393 (16,151)	14,277 (8,971)	3,664 (1,947)
一般市道	③	矢場町線	中区大須二丁目	38,863 (32,470)	1,420 (1,997)	3,970 (2,610)
	④	長畝内田橋線	中区栄一丁目	6,288 (—)	1,731 (—)	888 (—)
	⑤	本町線	中区栄三丁目	10,727 (—)	2,174 (—)	1,621 (—)
都市高速道路	⑥	高速1号	中区大須二丁目	14,648 (12,044)	—	—

注) 12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。



図 4-1-9 自動車断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 22 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-5 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、地下鉄伏見駅が約 1,400 万人、地下鉄丸の内駅が約 540 万人である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)

表 4-1-5 駅別乗車人員

単位:人/年

地 下 鉄	
伏見駅	丸の内駅
14,433,557	5,444,553

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、小学校が 2 箇所、専修学校が 1 箇所、病院が 1 箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「病院名簿(平成 23 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「平成 23 年度版 社会福祉施設等名簿」(愛知県, 平成 23 年)
「なごやの健康福祉 2012」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

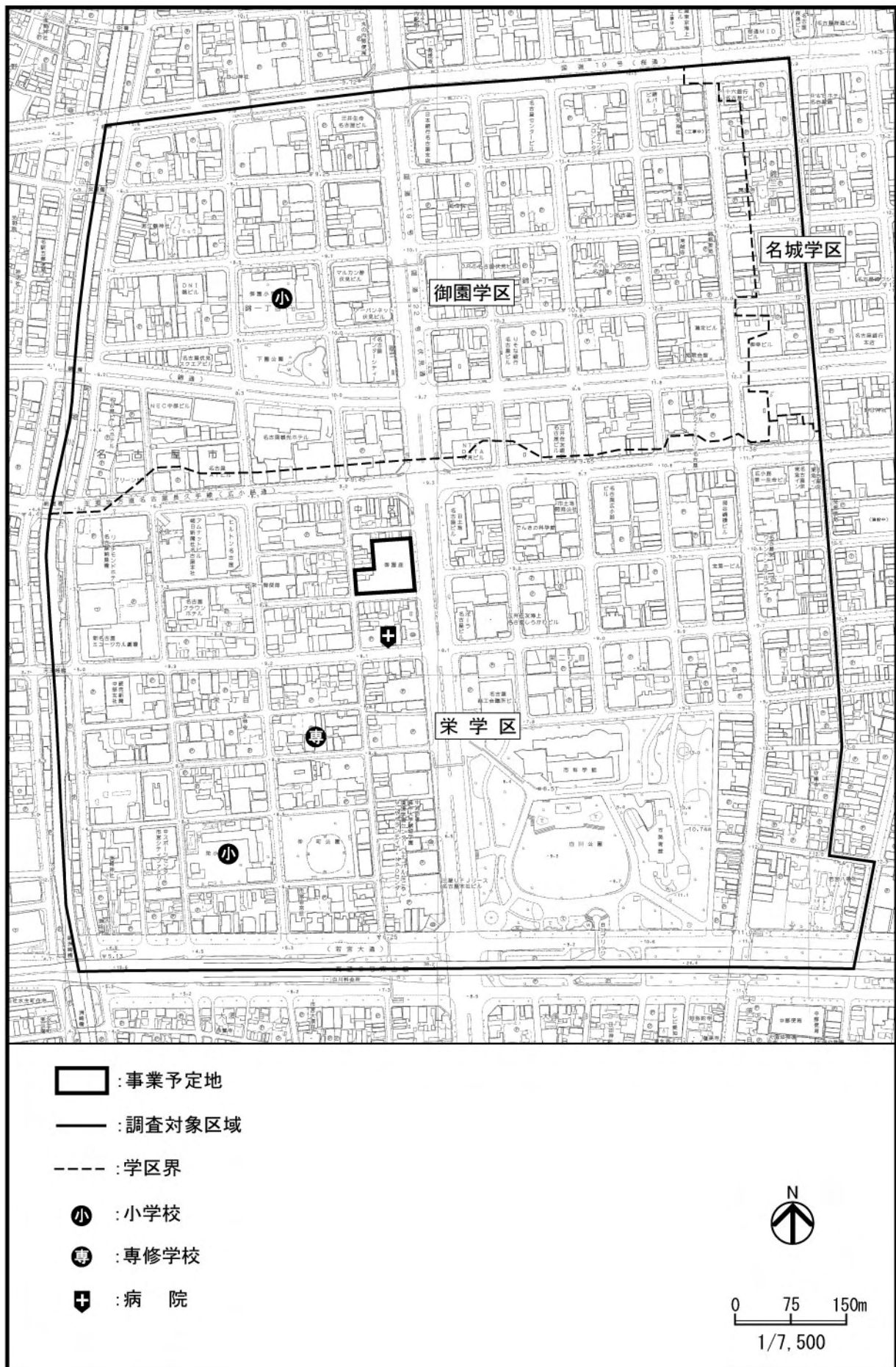


図 4-1-11 公共施設等位置図

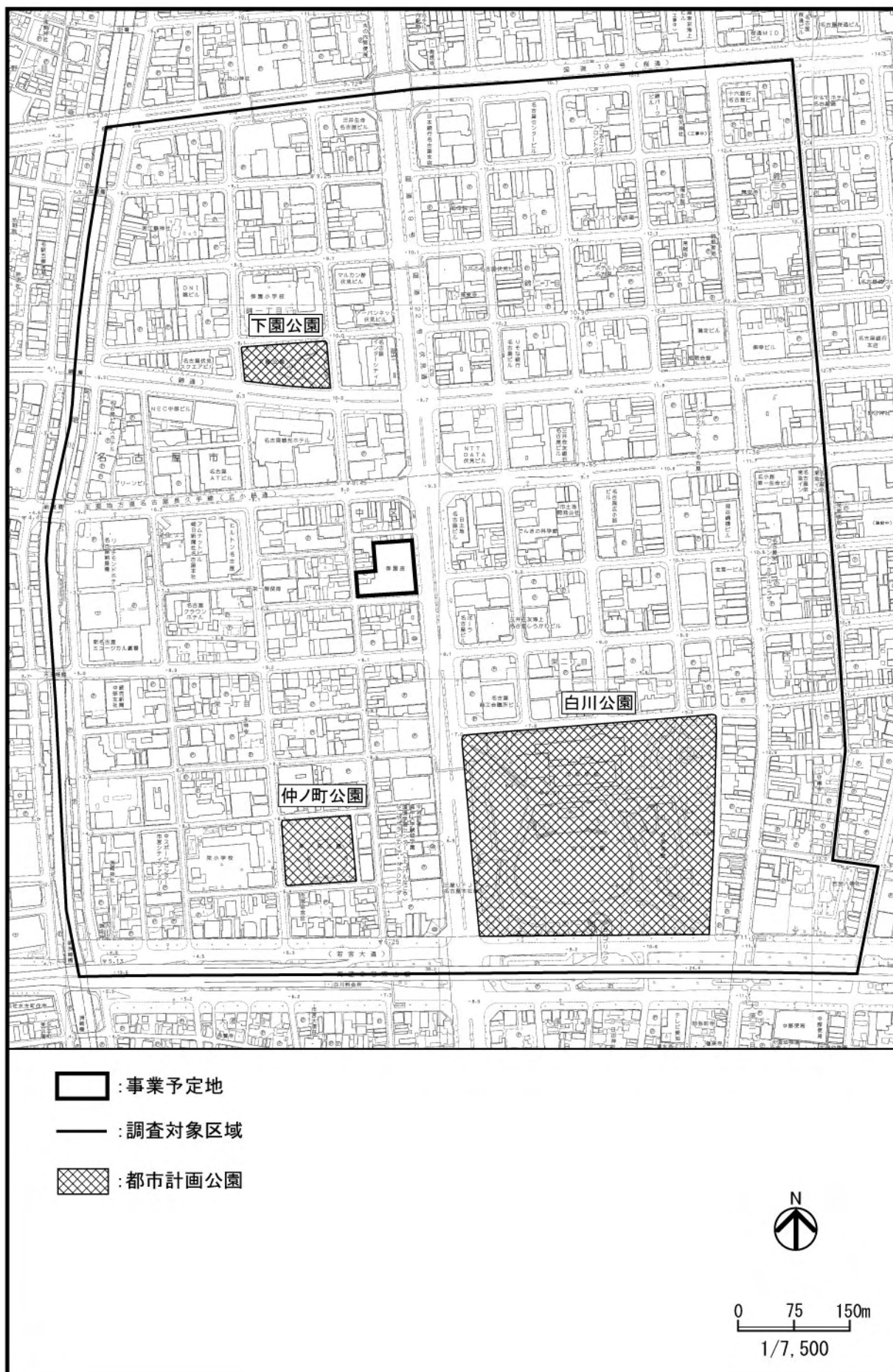


図 4-1-12 都市計画公園位置図

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により規定された国登録文化財として、旧加藤商会ビルの 1 件がある。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ホームページ）

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 23 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 98.8%（平成 23 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 24 年）

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 22 年度のごみ収集搬入量は 622,029 トンで、前年度と比べ約 1.7%減少している。

平成 22 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 4-1-6 に示すとおりである。

中区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源収集については、名古屋市とはほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）の割合は名古屋市よりも高くなっている。

出典）「事業概要（平成 23 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-6 ごみ及び資源収集量（平成 22 年度）

単位:トン						
区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	368,225 (73.3%)	44,697 (8.9%)	7,728 (1.5%)	1,689 (0.3%)	79,882 (15.9%)	502,221 (100.0%)
中 区	14,675 (73.4%)	1,705 (8.5%)	262 (1.3%)	316 (1.6%)	3,025 (15.1%)	19,983 (100.0%)

注) ()内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料－1〔資料編 p. 資-1, 2〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料－2〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料－3〔資料編 p. 資-4～10〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料－4〔資料編 p. 資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料－5〔資料編 p. 資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料－6〔資料編 p. 資-13～16〕参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料－ 7〔資料編 p. 資-17～19〕 参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料－ 8〔資料編 p. 資-20〕 参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地（3,000 ㎡以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照（資料－9〔資料編 p. 資-21～23〕参照）

事業予定地北側の用途地域は商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(カ) 緑 化（資料－10〔資料編 p. 資-24, 25〕参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 ㎡以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000 ㎡を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kℓ 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域に指定されていない。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 4-1-13 に示すとおり、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域に指定されている。

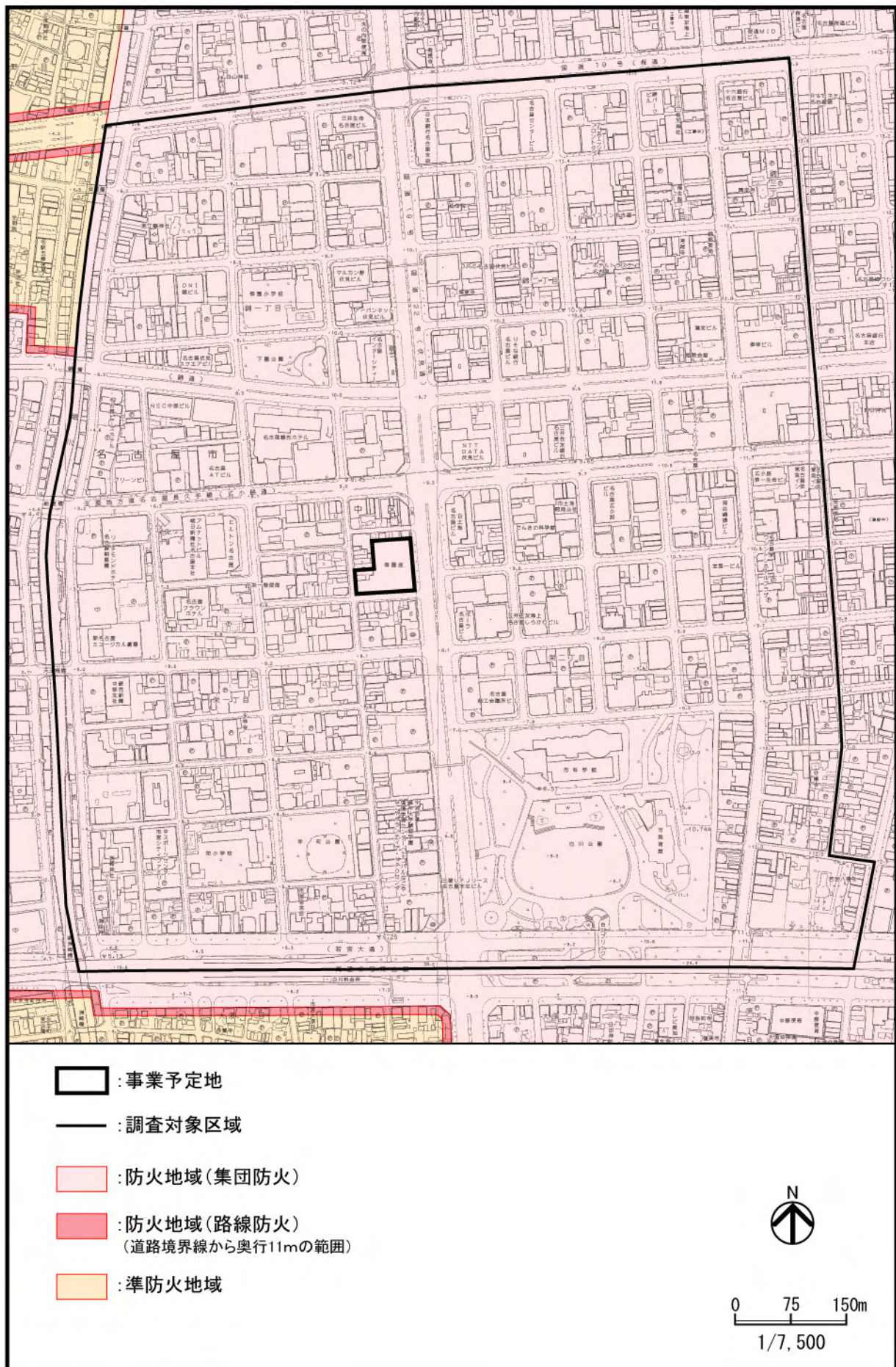


図 4-1-13 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-1-7 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表4-1-7 第3次名古屋環境基本計画の施策

2020年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、ともに創る環境首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑥ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑦ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑧ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・段丘、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域の大部分は、台地・段丘に分類されており、西側の一部は低地に、南側の一部はその他に分類されている。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域の大部分は熱田層であり、西側の一部は現河床堆積物である。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

② 地 盤

調査対象区域には、国土地理院の水準点が 1 箇所、名古屋市の水準点が 3 箇所及び名古屋港管理組合の水準点が 1 箇所ある。

平成 22 年度の測量結果では、沈下している地点はない。

出典)「平成 22 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 23 年)

③ 土壌汚染

事業予定地の地歴について、御園座は明治 30 年に開場した。昭和 20 年及び昭和 36 年の二度にわたる劇場焼失を経て、昭和 38 年に現在の御園座会館が竣工した。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている高圧コンデンサが存在するが、適切に管理しており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

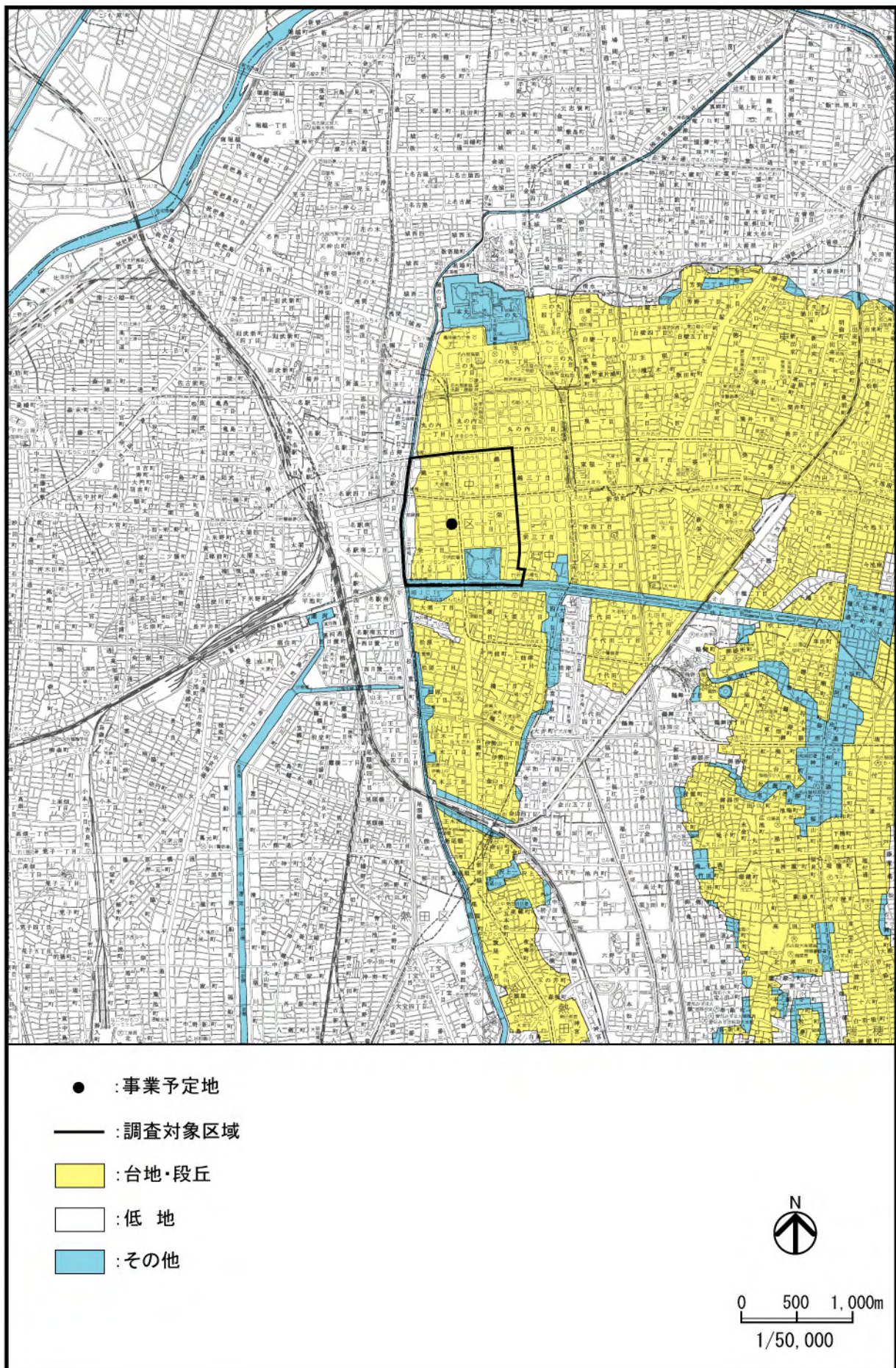


図 4-2-1 地形図

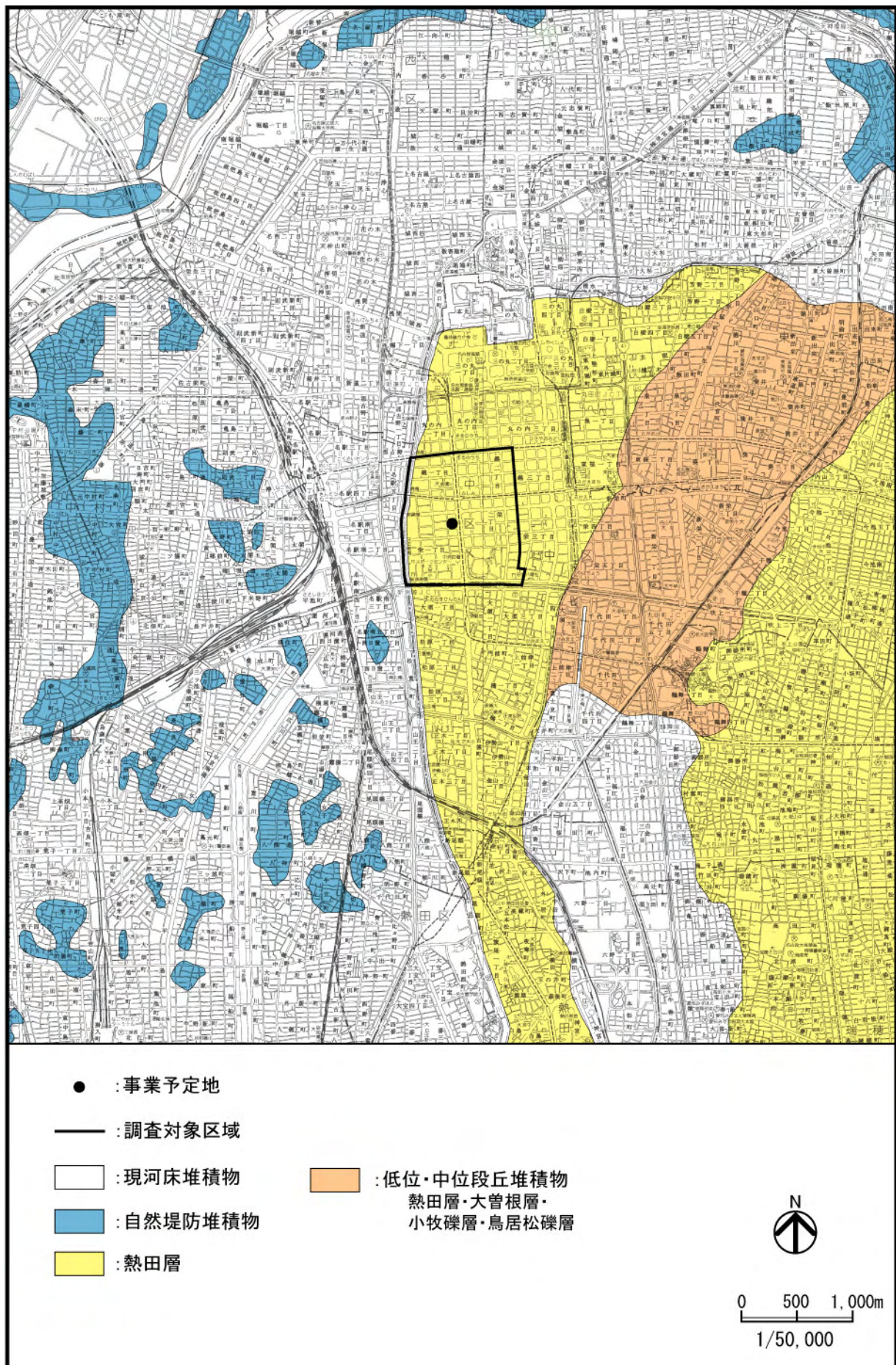


図 4-2-2 表層地質図

(2) 水環境の状況

① 水 象

調査対象区域は堀川流域内にあり、調査対象区域西側には堀川が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市, 平成 13 年)

② 水 質

平成 23 年度に実施された堀川 3 地点(猿投橋・小塩橋・港新橋)における pH、D0 及び BOD の調査結果によると、pH は 3 地点とも環境基準及び環境目標値に適合している。D0 は猿投橋が環境基準及び環境目標値に、小塩橋が環境基準に適合している。BOD は猿投橋が環境基準に、小塩橋が環境基準及び環境目標値に適合している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

③ 底 質

平成 23 年度に実施された堀川(港新橋)における総水銀及び PCB の調査結果によると、両項目とも暫定除去基準の値を下回っている。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

④ 地下水

平成 19～23 年度に実施された中区における地下水調査結果によると、表 4-2-1 に示すとおり、過去 5 年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合している。

なお、調査対象区域では、平成 20 年度及び平成 21 年度に中区錦三丁目、平成 23 年度に中区栄三丁目で調査が行われている。

出典)「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況(中区)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
調査地点数	9	3	11	1	3
環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	0

(3) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の年間平均気温は 16.4℃、年平均降水量は 1,564mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所及びテレビ塔における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-2 に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 2.9m/s、中村保健所が 2.2m/s、テレビ塔が 2.2m/s（75m）及び 3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成 18～22 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 19～23 年）

表 4-2-2 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 18～22 年度））

区 分		単位:風速(m/s)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.4	3.2	2.6	2.6	2.6	2.7	2.5	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	2.9
大気汚染 常時監視 測定局	中村保健所	最多風向	NW	NW WNW	SE	SE	SSE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
		平均風速	2.7	2.5	1.9	1.9	1.8	1.9	1.8	2.0	2.2	2.3	2.6	2.2
	テレビ塔 (75m)	最多風向	N	N	N NNE	NW	SSW	NNE	NNE	NNE	N	NNE NW	N	N
		平均風速	2.5	2.1	1.6	1.6	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.6	2.7	2.2
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	SSE NNW	SSE NNW	SE	NNW	N	NNW	NNW	N NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.5	4.1	3.1	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.8	4.2	4.6	3.8

② 大気質

調査対象区域に大気汚染常時監視測定局は存在しない。最寄りには、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）である中村保健所、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）であるテレビ塔がある。

これらの測定局の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典）「平成 23 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ホームページ）
「平成 23 年度 ダイオキシソ類調査結果について」（名古屋市ホームページ）



図 4-2-3 大気汚染常時監視測定局位置図

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 4-2-3 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が0.04ppm を超えた日数とその 割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
テレビ塔	平成23年度	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.005	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、

1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

イ 一酸化炭素

一酸化炭素は、市内 2 局（一般局 1 局（千種区）及び自排局 1 局（南区））で測定が行われている。平成 23 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。中村保健所は環境基準を達成しているが、テレビ塔は環境基準を達成していない。

表 4-2-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成23年度	0.020	0	0.0	0	0.0	0.131	0.053	○
テレビ塔		0.020	0	0.0	2	0.7	0.192	0.050	×

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、

1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 4-2-5 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼 間 の 1時間値の 年 平 均 値 (ppm)	環境基準との対比		昼 間 の 1時間値 の最高値 (ppm)	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合 (時間)	(%)		
中村保健所	平成23年度	0.027	210	3.9	0.106	×
テレビ塔		0.026	138	3.0	0.100	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

オ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-6 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合 (日)	(%)			
中村保健所	平成23年度	0.017	0	0.0	0.058	0.034	○
テレビ塔		0.019	0	0.0	0.076	0.037	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

カ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区（2 地点）・北区）における平成 23 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.3 \sim 1.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.67 \sim 2.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.14 \sim 1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.0 \sim 4.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・瑞穂区・港区・守山区）における平成 23 年度の年平均値は $0.022 \sim 0.033 \text{ pg-TEQ/m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

ク 微小粒子状物質

微小粒子状物質の市内 2 地点（中川区・南区）における平成 23 年度の年平均値は、 $17.2 \sim 18.0 \mu\text{g/m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成していない。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定地点はない。

③ 騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 21 年度の調査結果は、表 4-2-7 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、中区栄二丁目では昼間 65dB、夜間 62dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していない。中区錦二丁目では昼間 59dB、夜間 57dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-4 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 21 年度）」（名古屋市ホームページ）

表 4-2-7 環境騒音調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
中区栄二丁目	商業地域	65	62	60以下	50以下
中区錦二丁目		59	57		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

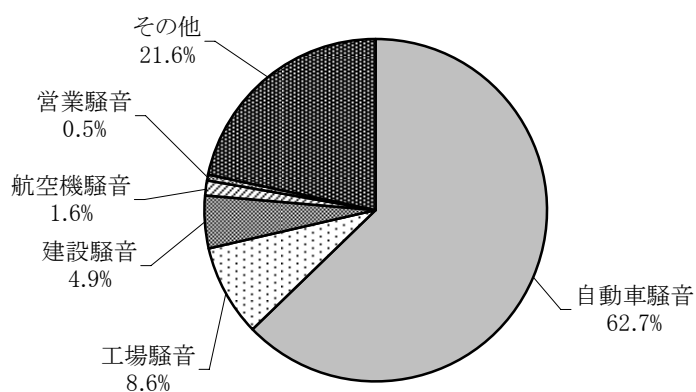


図 4-2-4 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査対象区域における平成19年度及び平成20年度の道路交通騒音調査結果は、表4-2-8に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は66～68dB、夜間は63～66dBの範囲にある。

また、調査対象区域における平成19年度及び平成20年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表4-2-9に、調査路線は図4-2-5に示すとおりである。これによると、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、63～99%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」
(名古屋市ホームページ)

表4-2-8 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交通量 (台)		大型車 混入率
		昼間	夜間	小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	66	63	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	68	66	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	68	64	272	13	5%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表4-2-9 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
国道19号	中区 門前町	中区 栄二丁目	566	448	92	0	26	79%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	342	338	4	0	0	99%
	中区錦 二丁目	東区 東桜二丁目	1,022	988	31	0	3	97%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	32	20	1	0	11	63%
県道名古屋津島線	中区 錦二丁目	中村区 名駅一丁目	250	224	26	0	0	90%
県道名古屋長久手線	中村区 名駅南一丁目	中区 栄二丁目	153	131	22	0	0	86%
	中区 栄二丁目	中区 新栄二丁目	698	564	134	0	0	81%
市道矢場町線 (市道高速1号)	中村区 名駅南三丁目	中区 千代田五丁目	1,263	1,247	10	0	6	99%
市道錦通線	中村区 名駅一丁目	中区 錦三丁目	181	168	2	0	11	93%
市道本町線	中区 丸の内三丁目	中区 大須三丁目	906	885	19	0	2	98%

注)面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

④ 振 動

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通振動調査結果は、表 4-2-10 に示すとおりである。これによると、振動レベル (L_{10}) は 30～40dB の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 19 年度・平成 20 年度)」
(名古屋市ホームページ)

表 4-2-10 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル (L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	30	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	38	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	40	272	13	5%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪 臭

平成 22 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 431 件あり、公害苦情処理件数総数 1,833 件の約 24%を占めている。また、中区では総数 83 件のうち 14 件(約 17%)が、悪臭に関する苦情処理件数である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 23 年)

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 20 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-6 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 30.8%、次いで業務の 25.3%、産業の 22.4%、家庭の 19.2%の順となっており、これら部門の合計で 97.7%を占めている。

また、調査対象区域には、平成 19 年 1 月から二酸化炭素を測定している測定局として科学館（中区）がある。このほか名古屋市内には、二酸化炭素の測定局として 1 局（農業センター（天白区））、フロンの測定局として 2 局（環境科学研究所（南区）及び愛知カンツリー倶楽部（名東区））ある。これらの測定局における測定結果は、図 4-2-7 及び図 4-2-8 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは増加傾向にある。フロンについては、平成 5 年度まで減少傾向にあり、平成 6 年度以降は横ばいである。なお、平成 16 年度以降、フロンの測定は実施されていない。

出典)「温室効果ガス排出量の調査結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 17 年)

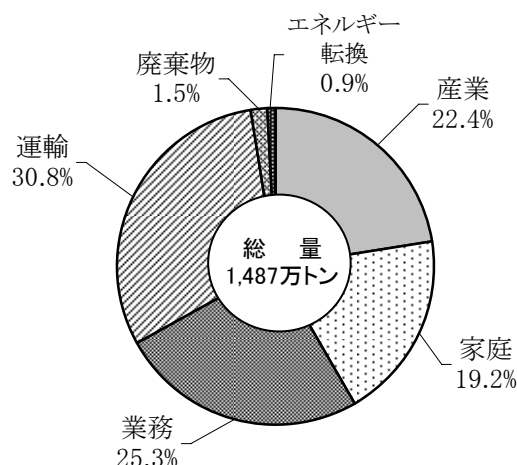
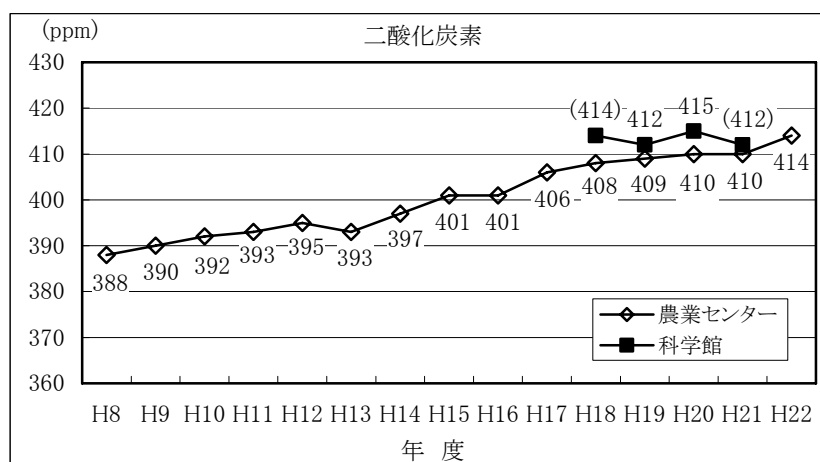


図 4-2-6 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中より測定を中断しているため、H18年度及びH21年度は（ ）とした。

図 4-2-7 二酸化炭素年平均値の推移

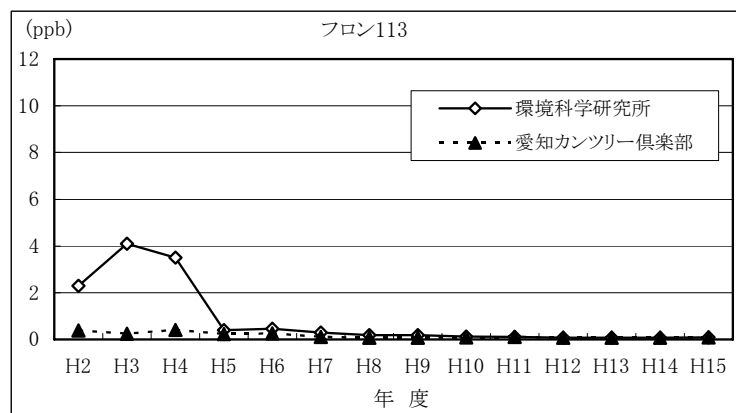
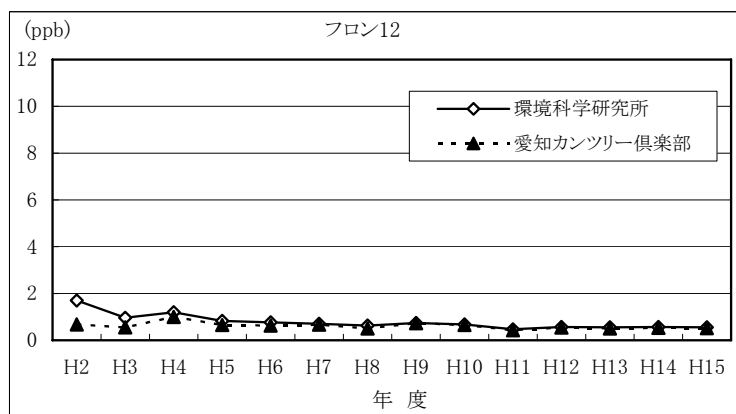
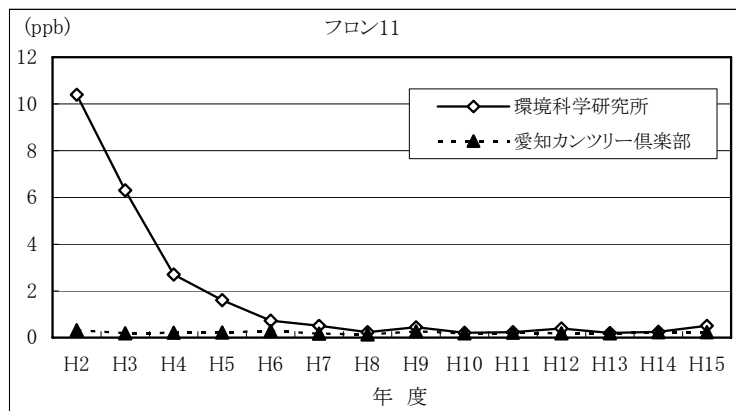


図 4-2-8 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっており、都市公園等において、スズメやアブラゼミなど一般的に確認される種が生息する程度である。

② 植 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

③ 生態系

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地が位置する伏見駅周辺は、広小路通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、日土地名古屋ビルやNTT DATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、休憩等に利用される都市公園がある程度である。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1 環境影響評価の項目

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表5-1-1に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細 区 分	
工 事 中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	新建築物の供用	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新建築物関連車両の走行	温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3 に、選定しなかった理由は表 5-1-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 5-1-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	新現 況 建 築 施 設 物 の 解 体 建 設 及 設 び	掘 削 等 の 土 工	建 設 機 械 の 稼 働	工 事 関 係 車 両 の 走 行	新 建 築 物 の 存 在	新 建 築 物 の 供 用	新 建 築 物 関 連 車 両 の 走 行
A 大気質	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	-
	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
B 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	-
C 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	—	-	-	-	-	-	-	-
E 悪 臭	—	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	—	-	-	-	-	-	-	-
G 地下水	—	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	—	-	-	-	-	-	-	-
I 地 盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
J 土 壤	—	-	-	-	-	-	-	-
K 植 物	—	-	-	-	-	-	-	-
L 動 物	—	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	—	-	-	-	-	-	-	-
N 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との触れ合いの活動の場	—	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	—	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	廃棄物等	●	●	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
S 風 害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
T 日照阻害	日 影	-	-	-	-	●	-	-
U 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
V 地域分断	—	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 5-1-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
I 地 盤	工事中	・掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
N 景 観	存在時	・新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	・現況施設の解体、掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・新建築物の供用に伴い発生する事業系及び家庭系廃棄物による影響が考えられる。
R 温 室 効 果 ガ ス 等	工事中	・新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・新建築物の供用及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
S 風 害	存在時	・新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
T 日照阻害	存在時	・新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
U 電波障害	存在時	・新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
W 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	・新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 5-1-4(1) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
A 大気質	供用時	・熱源施設を設置しない。 ・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えられる。
B 騒 音	供用時	・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う騒音による影響は小さいと考えられる。
C 振 動	供用時	・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う振動による影響は小さいと考えられる。
D 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・廃棄物保管庫からの排気については、必要に応じて脱臭装置を設け、建物外部への臭気漏洩防止に努めることから、影響は小さいと考えられる。
F 水質・底質	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
G 地下水	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
H 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な土地の改変は行わない。
J 土 壤	工事中	・事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しないと考えられる。 ・過去に現況施設において使用されていた特定有害物質（PCB）については、適切な保管がなされており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。
	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。

表 5-1-4(2) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
K 植 物	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。 ・事業予定地には緑地はなく、その周辺も中高層ビルが建ち並ぶ、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。
L 動 物		
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への改変等を行わない。 ・人と自然との触れ合いの活動の場は、事業予定地から200m以上離れていることから、この人と自然との触れ合いの活動の場の利用特性の変化及び環境に与える影響の程度は小さいと考えられる。
P 文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、本事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
V 地域分断	工事中 存在時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等を行わない。

5-2 調査予定期間

「方法書に対する市長の意見（方法意見書）」の送付日から5ヶ月

5-3 調査及び予測の手法

(1) 大気質

[調 査]

既存資料 調査	大気質	調査目的	事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理
	気 象	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理 名古屋地方気象台データの整理
現地調査	交通量	調査目的	事業予定地周辺における交通量の現況把握
		調査事項	自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
		調査方法	数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
		調査場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の7地点で行う。（図5-3-1参照）
		調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（24時間）で行う。

[予 測]

工事中	現況施設の解体	予測事項	解体工事による粉じん
		予測項目	粉じんの発生及び飛散
		予測条件	気象条件
		予測方法	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	解体工事中
	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 建設機械の種類別大気汚染物質排出量 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

(2) 騒 音

[調 査]

既 存 資 料 調 査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成21年度）」（名古屋市，平成22年）の整理 「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」（名古屋市，平成21年）の整理
現 地 調 査	調査目的	事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
	調査場所	環境騒音は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の7地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	環境騒音は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。 道路交通騒音及び自動車交通量は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設工事騒音（時間率騒音レベル（ L_{A5} ））
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、騒音の影響が最も大きくなると予想される時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））
		予測条件	工事関係車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会 道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期

(3) 振 動

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	環境振動、道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」 （名古屋市，平成21年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 地盤卓越振動数
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通 振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定 める方法 地盤卓越振動数は、1/3オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分 析による方法
	調査場所	環境振動は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通振動及び地盤卓越振動数は、工事関係車両の主な走行ルートとし て想定される事業予定地周辺道路の7地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	環境振動は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、6～22 時の16時間で行う。 道路交通振動は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日1日のう ち、6～22時の16時間で行う。

[予 測]

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	建設工事振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地盤特性
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、振動の影響が最も大きくなると予想される時期
	工事関係 車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
		予測条件	工事関係車両の走行ルート 振動発生源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、 道路構造等） 地盤特性 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周 辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期

(4) 地 盤

[調 査]

既 存 資 料 調 査	調査目的	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の概況把握
	調査事項	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「最新名古屋地盤図」（土質工学会中部支部，昭和63年） ・「平成23年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成23年） ・「濃尾平野の地盤沈下と地下水」（東海三県地盤沈下調査会，1985年） ・「東海三県地盤沈下調査測量水準点成果表」（東海三県地盤沈下調査会，平成23年） ・事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料 ・事業予定地周辺の井戸資料 等

[予 測]

工事中 ・ 存在時	掘削等の 土工・新 建築物の 存在	予測事項	掘削等の土工による周辺地盤の変位 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位 建物荷重による周辺地盤の変位
		予測項目	地下水位の変位 地盤変位
		予測条件	地盤条件（土質定数、地下水位等） 掘削位置及び深度、掘削方法
		予測方法	有限要素法による地盤変位解析等に基づく予測（周辺地盤の変位） 有限要素法による浸透流解析等に基づく予測（地下水位の変位）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	掘削等の土工時、新建築物の完成時

(5) 景 観

[調 査]

現地調査	調査目的	事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	地域景観の特性
		主要眺望点からの景観 現況施設の圧迫感の状況
	調査方法	現地踏査及び主要眺望点からの写真撮影 主要眺望点からの天空写真の撮影
	調査場所	事業予定地及びその周辺 写真撮影は、住民や不特定多数の人が利用する主な場所として、10地点で行う。（図5-3-2及び図5-3-3参照）

[予 測]

存在時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度
		予測項目	主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観 圧迫感の程度
		予測条件	地域景観の現況
			新建築物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	フォトモンタージュによる景観の予測 形態率図の作成による圧迫感の予測
		予測場所	景観の予測は、現地調査地点の10地点 圧迫感の予測は、現地調査地点のうち2地点
		予測時期	新建築物の存在時

(6) 廃棄物等

[予 測]

工事中	現況施設の解体及び新建築物の建設・掘削等の土工	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画（山留体積、掘削体積、新建築物の延べ面積 等） 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測時期	工事期間中
供用時	新建築物の供用	予測事項	新建築物の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	事業系及び家庭系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	事業計画 新建築物の用途別床面積 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測時期	新建築物の供用時

(7) 温室効果ガス等

[調 査]

現地調査	調査目的	現況施設におけるオゾン層破壊物質量の把握
	調査事項	オゾン層破壊物質の使用状況及び量
	調査方法	聞き取り調査による確認
	調査場所	事業予定地内

[予 測]

工事中	現況施設の解体	予測事項	オゾン層破壊物質の処理	
		予測項目	現況施設の解体に伴い発生するオゾン層破壊物質の処理方法	
		予測条件	現況施設における使用状況、工事計画等	
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測	
		予測時期	解体工事中	
	現況施設の解体及び新建築物の建設・建設機械の稼働・工事関係車両の走行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量	
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）	
		予測条件	・ 工事計画 [建設機械の稼働] ・ 建設機械の種類別稼働台数 ・ 建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量 ・ 燃料原単位または電力原単位 [建設資材の使用] ・ 建設資材の使用量 ・ 資材の種類別排出量原単位 [建設資材の運搬] ・ 工事関係車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数	
			予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
			予測時期	工事期間中

供用時	新 建 築 物 の 供 用 ・ 新 建 築 物 関 連 車 両 の 走 行	予測事項	新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算） 単位面積当たりの二酸化炭素発生量
		予測条件	・ 事業計画 [施設の存在・供用] ・ 現況施設における熱源使用量 ・ エネルギー種類別年間消費量 ・ エネルギー種類別原単位 [自動車交通の集中・発生] ・ 事業関連車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 事業系及び家庭系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 事業系及び家庭系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 [緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量] ・ 新たな植栽による総葉面積 ・ 植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	施設等が通常の状態稼働する時期

(8) 風 害

〔調 査〕

既 存 資 料 調 査 及 び 現 地 調 査	調査目的	事業予定地周辺の風及び土地建物の状況把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の風況 土地建物の状況
	調査方法	名古屋地方気象台データの整理 「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市，平成20年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認
	調査場所	事業予定地及びその周辺

〔予 測〕

存在時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	新建築物によるビル風の影響
		予測項目	新建築物による風向・風速の変化 強風出現頻度の変化
		予測条件	気象条件 新建築物及び周辺建物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	三次元流体解析による予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(9) 日照阻害

[調 査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の現況の日影状況の把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の既存建物による日影時間
	調査方法	「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市，平成20年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認し、理論式により現況の日影状況を再現する方法
	調査場所	事業予定地周辺

[予 測]

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による日影の影響
		予測項目	日影の範囲 日影となる時刻及び時間数
		予測条件	新建築物の高さ及び形状 新建築物の位置（緯度・経度） 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(10) 電波障害

[調 査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の電波受信の現況把握
	調査事項	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況 マイクロウェーブの送信経路の状況
	調査方法	電界強度測定車による測定 関係機関への聞き取り
	調査場所	事業予定地及びその周辺

[予 測]

存在時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害） 新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響
		予測項目	電波障害の程度及び範囲 マイクロウェーブの送信経路への影響
		予測条件	新建築物の位置、高さ、形状及び向き 送受信条件（送信点からの距離、送受信アンテナの高さ） マイクロウェーブの送信経路 等
		予測方法	理論式に基づく予測 事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及びその周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(11) 安全性

[調 査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「平成17年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成19年） ・「平成22年中 名古屋市内の交通事故」（名古屋市，平成23年） ・「愛知の交通事故 平成22年版」（愛知県警察本部，平成23年）
	調査場所	事業予定地周辺
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 自動車交通量 歩行者及び自転車交通量 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りにより調査を行う。 自動車交通量は、各交差点において、数取器により方向別に、大型車類及び小型車類の交通量を測定する。 歩行者及び自転車交通量は、数取器を用いて測定する。 交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査により調査を行う。
	調査場所	通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況は、調査対象区域内で行う。 自動車交通量は、事業予定地周辺の12交差点で行う。（図5-3-4参照） 歩行者及び自転車交通量は、事業予定地周辺の2地点で行う。（図5-3-4参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、6～22時の16時間で行う。

[予 測]

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事関係車両台数が最大となる時期
供用時	新建築物関連車両の走行	予測事項	新建築物関連車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 新建築物関連車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	新建築物関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の供用時

(12) 緑地等

[予 測]

存在時	新建築物の存在	予測事項	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況
		予測項目	新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の存在時（緑化）

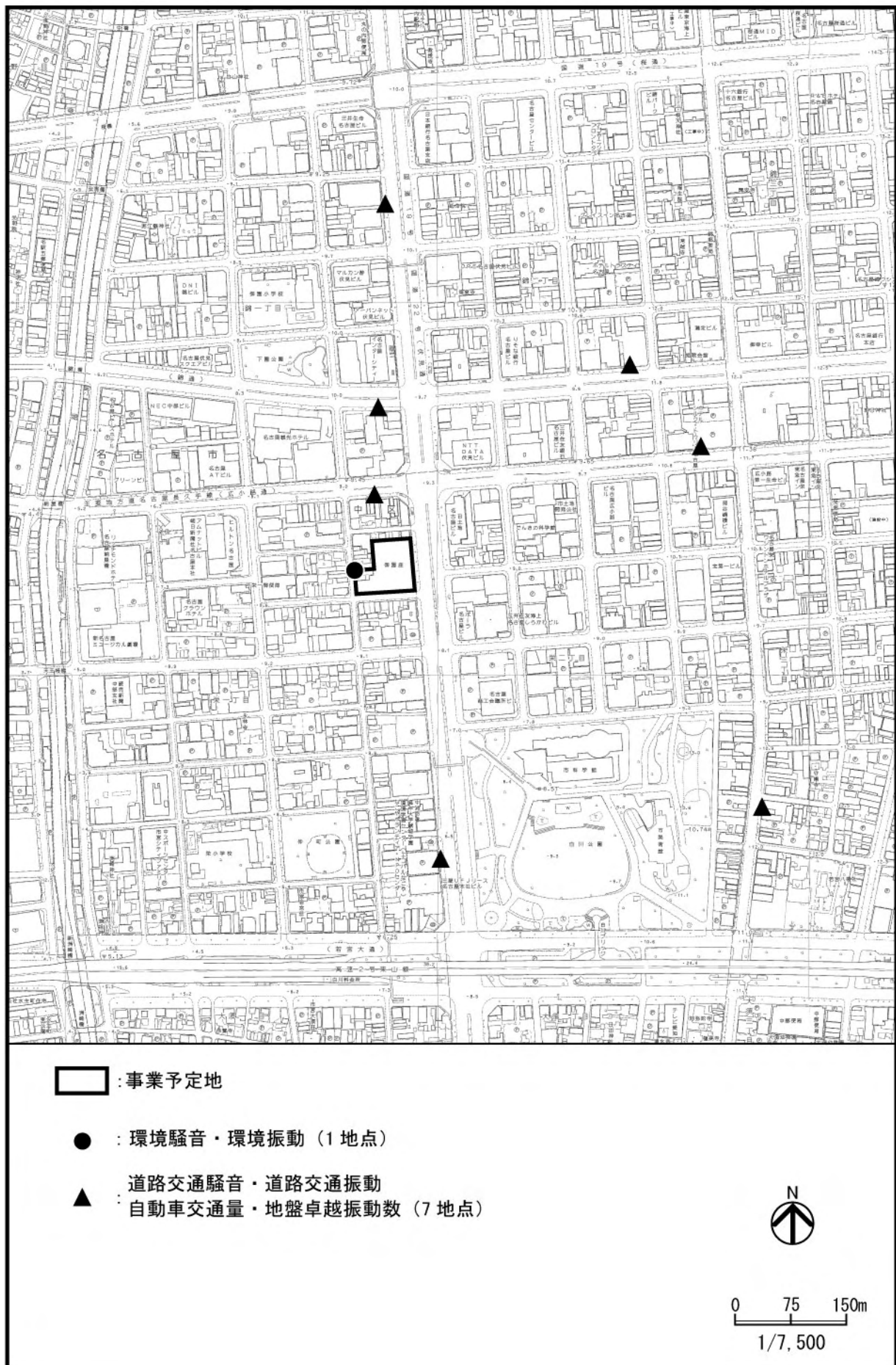


図 5-3-1 現地調査地点図（騒音・振動）

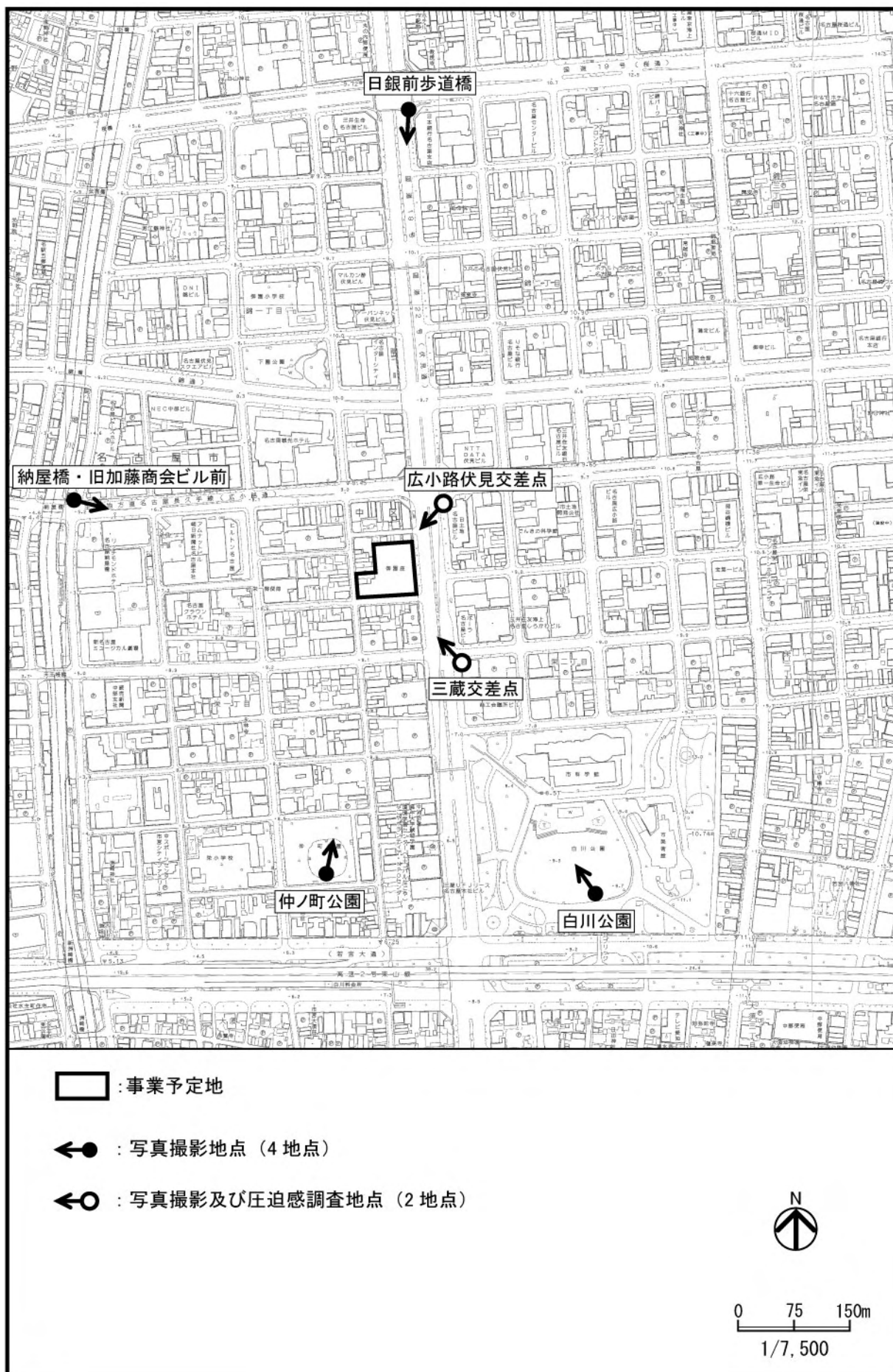


図 5-3-2 現地調査地点図 (景観：近景及び中景)

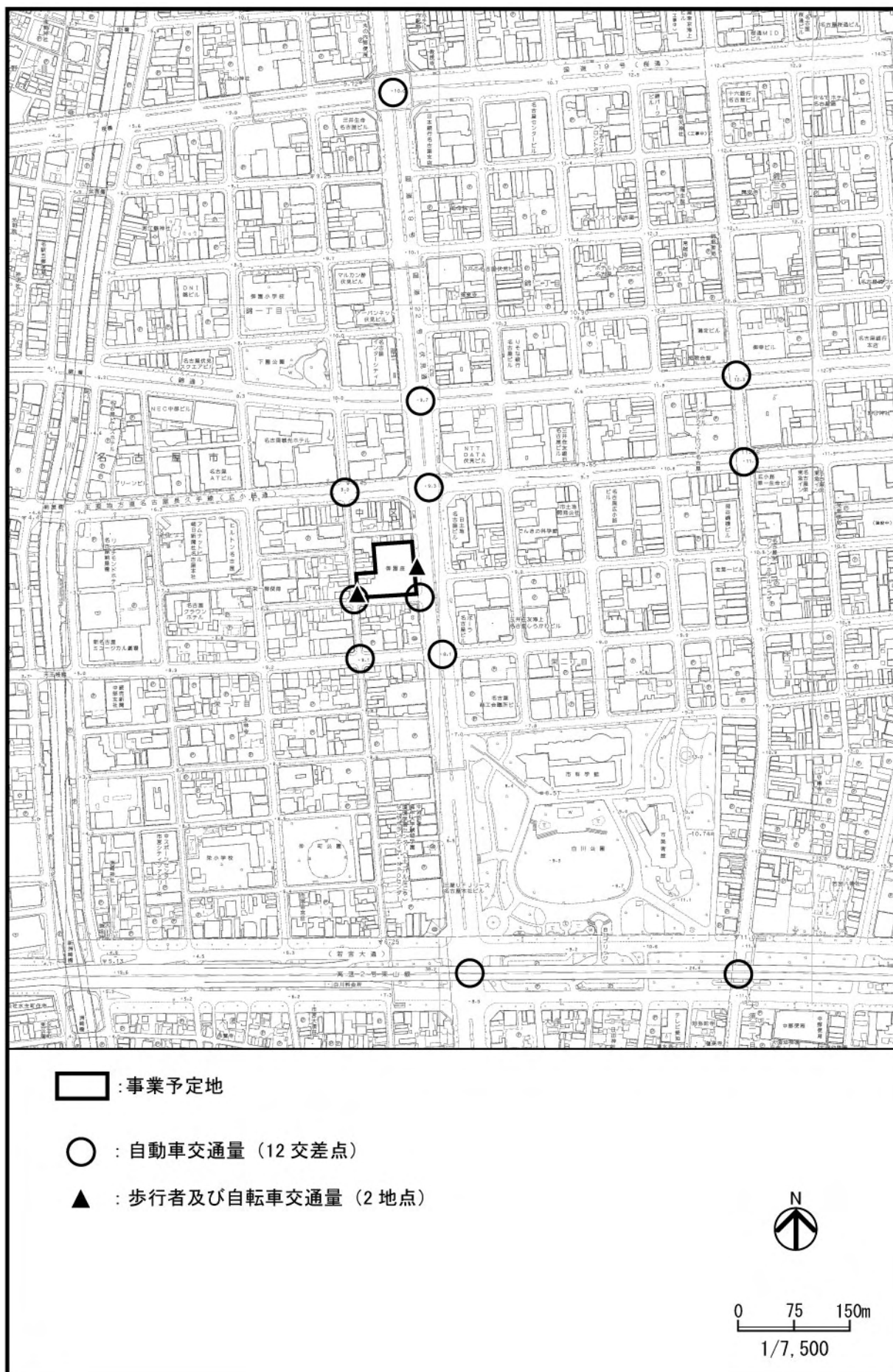


図 5-3-4 現地調査地点図 (安全性)

第6章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び6-1で行った環境保全措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境保全措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・地盤・景観・廃棄物等・温室効果ガス等・風害・日照障害・電波障害・安全性・緑地等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・緑地等

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第 7 章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調 査 事 項	データ収集		予 測 事 項	予 測 方 法	本文 対象頁
		既存資料	現地調査			
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度 風向、風速、日射量及び雲量 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	解体工事による粉じん	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測	p. 64, 65
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
騒 音	環境騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音予測 “ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測（機械別予測）	p. 66, 67
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測法 “ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測	
振 動	環境振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 地盤卓越振動数	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p. 68, 69
				工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
地 盤	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況	○	—	掘削等の土工による周辺地盤の変位 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位 建物荷重による周辺地盤の変位	有限要素法による地盤変位解析等に基づく予測（周辺地盤の変位） 有限要素法による浸透流解析等に基づく予測（地下水位の変位）	p. 70
景 観	地域景観の特性 主要眺望点からの景観 現況施設の圧迫感の状況	—	○	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度	フォトモンタージュによる景観の予測 形態率図の作成による圧迫感の予測	p. 71
廃棄物等	—	—	—	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計	p. 72
				新建築物の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計	
温室効果 ガス等	オゾン層破壊物質の使用状況及び量	—	○	オゾン層破壊物質の処理	工事計画、類似事例等に基づく予測	p. 73, 74
				工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
				新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
風 害	事業予定地及びその周辺の風況 土地建物の状況	○	○	新建築物によるビル風の影響	三次元流体解析による予測	p. 75
日照阻害	事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の既存建物による日影時間	○	○	新建築物による日影の影響	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成	p. 76
電波障害	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況 マイクロウェーブの送信経路の状況	○	○	新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）	理論式に基づく予測	p. 77
				新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響	事業計画に基づく予測	

環境要素	調 査 事 項	データ収集		予 測 事 項	予 測 方 法	本文 対象頁
		既存資料	現地調査			
安全性	自動車交通量 歩行者及び自転車交通量 交通事故の発生状況 通学路の指定状況 交通安全施設、交通規制の状況	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測	p. 78, 79
				新建築物関連車両の走行による交通安全への影響	事業計画に基づく予測	
緑地等	—	—	—	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況	事業計画に基づく予測	p. 79

資 料 編

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物 質 名	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3 μg/m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。 3 省略。 4 省略。						

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

水 域	該当類型
堀 川（全域）	D

出典）「平成 23 年版 名古屋市環境白書」
（名古屋市，平成 23 年）

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

項 目 名	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

水 域		河 川		
区 分		☆☆☆	☆☆	☆
親水のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下
	浮遊物質 (SS)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (DO)	5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100mℓ 以下		
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のないこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのないこと。		
	生物指標	淡水域	アマモ類 モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
		汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
備考 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg－TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg－TEQ/l 以下
水底の底質	150pg－TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg－TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1: 区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類		振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業		○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）		○	○
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○	○
規制の種類別	地域の区分	基準等	
基準値	①②③	75dB を超えないこと	
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと	
	②	14 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を * 欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域: ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域: 工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域: 工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行規則)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 cm ² 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m ³ /日 以下であること。

【地下水揚水規制（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm ² を超える場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm ² 以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78 cm ² を超える場合
地下掘削工事施工に係る届出が必要

【建築基準法】

(別表第４)

(建築基準法 昭和 25 年法律第 201 号)

(い)		(ろ)	(は)	(に)	
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超え 10 メートル以内の範囲における日影時間
1	第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(2)	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間） 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）
				(3)	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間） 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）
2	第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル又は 6.5 メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(2)	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間） 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）
				(3)	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間） 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）
3	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル又は 6.5 メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）
				(2)	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間） 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(2)	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間） 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）
				(3)	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間） 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）
		ロ 高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(2)	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間） 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）
				(3)	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間） 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4(ろ)欄の 4 の 項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4(に)欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 10 と定めら れた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
		(2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物 (2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 1 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書に規定する緑化率（法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。
- （2） 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- （1） 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- （2） 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
 - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
 - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例施行細則 平成17年名古屋市規則第158号）

（政令第11条に規定する市長が定める数値）

第20条 政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1 から建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1
10分の8を超える場合	10分の0.5

用 語 解 説

【用 語 解 説】

（あ 行）

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

SMW 工法

セメント溶液等の硬化溶液を原位置の土砂と混合させて、地中に土留め用及び止水用の連続壁を築造するものである。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和 63 年法律第 53 号）では、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、臭化メチル、クロロフルオロカーボン（CFC）、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を”温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

（か 行）

環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

（さ 行）

時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の 1 つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間の X% を占める場合、そのレベルを X% 時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{AX,T}$ と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

しゃへい 遮蔽障害

ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。

でんぱん 振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

< 振動レベルの目安 >

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A 特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

< 騒音レベルの目安 >

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB.....自動車のクラクション（前方 2m）、リベット打ち

100dB.....電車が通るときのガード下

90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB.....電車の車内

70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB.....静かな乗用車、普通の会話

50dB.....静かな事務所の中

40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB.....郊外の深夜、ささやき声

20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方 1m）

(た 行)

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

地上デジタル放送

映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1 チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など 4 種類の作業がある。

(な 行)

日平均値の 2%除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

(は 行)

発生集中交通量

1 つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

反射障害

高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消火剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

(ま 行)

マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz 以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

(や 行)

有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力，変位，流量，水位など）の変化を解く方法をいう。

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

（ら 行）

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

本書に使用した地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図（平成 22 年測量 縮尺 1/2,500、1/25,000）を複製して作成したものである。承認番号 平成 23 年度第 92 号

本書は、再生紙を使用している。